

官報

昭和五十九年七月二十日

○第百一回 参議院會議録第二十四号

昭和五十九年七月二十日(金曜日)

午前十時十六分開議

○議事日程 第二十四号

昭和五十九年七月二十日

午前十時開議

第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

第二 湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出、
衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社
法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律案及びた
ばこ消費税法案(趣旨説明)

一、日程第一及び第二
一、米の需給安定に関する決議案(遠藤要君外
八名発議)(委員会審査省略要求事件)

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法
案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税
法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存
じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和五十九年七月二十日 参議院會議録第二十四号

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。竹
下大蔵大臣。

〔国務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりまし
たたばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法
案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税
法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず初めに、たばこ事業法案につきまして御説
明申し上げます。

たばこ専売制度は、明治三十七年に制度が設け
られて以来、財政収入の確保に寄与してまいりま
したが、時代の変遷、環境の変化等を背景とし
て、その見直しの必要性がとみに高まってきたと
ころであります。

このような状況を踏まえ、一昨年七月に臨時行
政調査会により提出された行政改革に関する第三
次答申の趣旨に沿って、たばこ事業関係者等とも
意見の調整を図りながら、政府内部において検討
を進めてきたところであります。その結果、今
般、開放経済体制に即応し、かつ、たばこ事業の
効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止
するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を
図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済
の健全な発展に資するため、新たにたばこ事業法
を制定することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、原料用国内産葉たばこの生産及び買い

入れにつきましては、日本たばこ産業株式会社
が、あらかじめ、たばこ耕作者と耕作面積等を定
めた葉たばこの買入れに関する契約を締結する
こととし、当該契約面積から生産された葉たばこ
については、日本たばこ産業株式会社が全量買い
入れることとする等所要の措置を講ずることとし
ております。

第二に、製造たばこの製造につきましては、日
本たばこ産業株式会社に独占させることとしてお
ります。

第三に、たばこの輸入自由化を図ることとして
おります。したがって、だれでも自由にたばこを
輸入することができるとなりますが、輸入し
た製造たばこを業として販売する者につきましては
は、卸売販売業を営む者と同様に、登録制を採用
することとしております。

第四に、小売販売関係につきましては、当分の
間、小売販売業を営む者は許可を受けなければな
らないこととしております。

また、小売販売価格につきましては、引き続
き、当分の間、定価制を維持することとしており
ます。

その他、喫煙と健康の関係に関する注意文書の
表示の義務づけ等所要の規定を整備していること
であります。

次に、日本たばこ産業株式会社法案につきまし
て御説明申し上げます。

たばこ専売制度の廃止及びたばこの輸入自由化
に伴い、我が国たばこ事業は、輸入たばこの対
等な競争関係のもとで営まれることとなります。

このような状況下において、我が国たばこ産業
の健全な発展等を図るためには、日本専売公社の
経営形態を政府関係特殊法人の中で最も経営の自
主性の認められる特殊会社に改組することが必要
であります。このため、日本専売公社法を廃止
し、新たに日本たばこ産業株式会社法を制定する
こととした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、日本たばこ産業株式会社は、製造たば
この製造、販売及び輸入に関する事業を経営する
ことを目的とする株式会社とすることとしており
ます。

第二に、日本たばこ産業株式会社の株式につい
ては、本則で発行済み株式の総数の二分の一以
上、附則で、当分の間、三分の二以上の保有義務
を政府に課することとしており、さらに、政府がそ
の保有する株式を処分するに際しては、国会の議
決を経なければならないこととしております。

第三に、事業計画の認可等の公的規制に関する
規定を設けておりますが、いずれも公益性を担保
するための必要最小限のものにとどめており、可
能な限り企業の自主性にゆだねることとしており
ます。

次に、塩専売法案につきまして御説明申し上げ
ます。

塩専売事業は、現在、日本専売公社が実施して
おりますが、今回本法律案とともに御提案申し上げ
ております日本たばこ産業株式会社法案により
公社が日本たばこ産業株式会社に改組されること
に伴い、塩専売事業を当該会社に実施させること
とし、このために必要な措置を講ずる等所要の規
定の整備を行うこととし、このため、塩専売法の
全部を改正することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、塩専売事業が公益専売である旨を明ら
かにした目的規定を新たに設けることとしており
ます。

第二に、国に専属する専売権能を日本たばこ産
業株式会社に行使することとし、このため、塩専
売事業を実施する上での公共性を担保するための
所要の措置を講ずることとしております。

その他、今後国内塩産業の自立化の目的が得ら
れた段階で、本法律案について検討を加えること
とする規定を設けるほか、所要の措置を講ずるこ
ととしております。

次に、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の

議事日程追加の件 たばこ事業法案、日本たばこ産業株式法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

昭和五十九年七月二十日 参議院會議録第二十四号

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する

六八八

整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

このたび、たばこ事業法及び日本たばこ産業株式会社法の制定並びに塩専売法の全部改正を行うこととしておりますが、これに伴い、製塩施設法及び塩業組合法を廃止するほか、国家公務員等共済組合法等六十法律につきまして、所要の規定の整備等を図ることとしております。

最後に、たばこ消費税法案につきまして御説明申し上げます。

たばこ専売制度を廃止することとなったことに伴い、現行の専売納付金制度にかえて新たにたばこ消費税制度を設けることとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、たばこ消費税は、製造たばこを課税物件とし、国産製造たばこについては製造たばこの製造者、輸入製造たばこについては保税地域から引き取る者をそれぞれ納税義務者とするとしております。

第二に、たばこ消費税の税額は、価格に応じて負担を求める従価割額と数量に応じて負担を求める従量割額の合算額とし、課税標準は、従価割にあっては小売定価とし、従量割にあっては本数または重量とすることとしております。

第三に、税率は、現行の専売納付金率等を参酌しつつ製造たばこの種類ごとに定めることとし、また、従価割の税率と従量割の税率の組み合わせ比率は入対二程度とすることとしております。

その他、申告及び納付の方法、納期限の延長等所要の規定を設けることとしております。

なお、日本たばこ産業株式会社法案につきましては、公布の日から、その他の法律案につきましても、原則として昭和六十年四月一日から施行することとしております。

以上、たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費

税法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。鈴木和美君。

〔鈴木和美君登壇、拍手〕

○鈴木和美君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりましたたばこ事業法等専売改革五法案について、総理並びに大蔵大臣に若干の質問を行うものであります。

申し上げるまでもなく、たばこの喫煙問題については、コロンブスがアメリカ大陸を発見して以来、今日までそれぞれの国、それぞれの時代において論争が続けられてまいりましたが、人々の風俗習慣と深く結びつき、生活の重要な一部として定着しております。私はこの機会に、日本の専売事業関係者が長年にわたって我が国たばこ産業の発展に寄与されてきたこと、また国、地方の財政に多大な貢献をされてきたことに、改めて敬意を表するものであります。

さて、我が国の社会経済が急速に変わって大きな転換期にあることは、高齢化、情報化、高学歴化の深まりと、第三次産業、サービス産業などを中心とする産業構造の進展と経済の国際化、金融の自由化などの問題に端的にあらわれています。

これらの変化に対応して、行政も改革が必要なのは言うまでもありません。問題は、いかなる理念と方針のもとにその改革を実施するかであります。しかるに、中曽根内閣の行政改革は、軍事大

国化と福祉、教育切り捨てを目指したもので、国民の求める平和と福祉社会の建設を目標にしたものとは遠くかけ離れたと言わざるを得ません。

特に、中曽根内閣は、第二臨調の答申を実施するとして国会に臨調答申を基本とする多数の行政関連法案を提出しておりますが、臨調答申自体に重大な欠陥のあることをまず指摘せざるを得ない

のであります。それは、臨調答申が公共企業体の改革を進めるに当たって、公共性よりも見せかけの経済合理主義、効率第一主義を最優先し、国民の側からの利便、サービス向上を軽視していることにあります。このような国民生活の安定と向上を軽視した考えに基づいて、行政改革、公共企業体改革を進めることは到底容認できないところでございます。

私は、公共企業体の改革を行うに当たっては、我が国の公共企業体の実態を踏まえ、次のような民主的な改革を中心に進める必要があると考えるものであります。

その第一は、社会に対する責任と役割を担う公共企業としての性格を保持すること。第二には、法律などを通じての必要な規制を行うことも、経営体制を強化、民主化し、国民各階層の参加を実現することであり、第三には、政府の不当かつ過剰な支配、介入を排除して、経営の自主性を強める一方、市場原理に立った企業性の要素も大胆に導入することであり、第四には、企業責任と能力を超えるいわゆる社会的要請に対応した政策分野については、明確に国の責任とすること

であります。第五には、労使関係は当事者能力のある自主的な関係に改め、労働基本権を完全に保障することなどが公共企業体改革に際し重要な要素であると考えます。総理の御所見はいかがでございますでしょうか。

次に、私はこのような考えから、本法案に対して具体的に何伺いたいと存じます。

まず第一には、今回の改正法案と臨調答申とのかかわりの問題でございます。

臨調答申は、専売公社の改革についてある手順をとりながら民営とすべきことを提言しています。ところが、今回提案された法案では、葉たばこの全量買い取り制度、小売店指定制度などについては現行制度が基本的に継承され、しかも特殊会社、製造独占は恒久的な制度にするとの方針が明らかにされており、臨調答申の内容とは異なっ

いると理解するのであります。いわゆる民営分割を展望しないものであると理解してよいのか、総理の責任ある答弁を求めるものであります。

第二に伺いたいことは、民主的改革が行われ、また活力ある公的企業として新会社が発足できる措置が果たして十分に講じられているかという点でございます。

今回の経営形態変更の大きな理由の一つには、経営の自主性を高めることによって国際競争力を強化するところにあると思います。所有と経営の分離は現代経営の原則と考えられますが、公的企業に關しては必要以上に官僚的統制と介入が行われているのが実態であります。新会社に対しては、たばこ事業法と会社法上、政府が多くの認可権、監督権を持つことになっており、また株主権の行使方法いかなんでは、三重の意味で経営活動に介入する余地があります。

事業計画の認可に当たって、予算統制、給与統制などが行われてはならず、また新会社の経営基盤強化のためには、それが十分に担保されなければ雇用の安定にも重大な支障を来すものと考えます。また、役員任免においても、認可権を通じて天下り人事が行われるならば、いわゆる企業活力は生じようがありません。そこで、認可権、監督権の行使を通じ新会社の経営活動に支障を与えることのないよう経営の自主性を十分に保障する方針が政府にあるかどうか、総理と大蔵大臣の見解をお伺いいたします。

第三は、労使関係の近代化についてであります。

労働三法が適用されることになっておりますが、スト権という自主的権利を有しても、実質的にそれに対応できる体制をとらない限り、それは絵にかいたもちにすぎません。新会社に労働条件決定に関する完全な当事者能力があつて初めて労使の相互信頼と責任に裏づけられた近代的労使関係の確立が可能となるものであります。今次改革において、新会社に十分な当事者能力が付与され

ているのかどうか、政府の見解をお伺いいたしたい。

また、新会社への移行を契機に職場の活性化、職員の創意と協力を得るためには、現行の労働条件の維持が最低限保障されなければなりません。

これまでの労使慣行を尊重していただけて、移行の条件、移行後の労働問題についても労使間で誠意を持って話し合う必要があります。政府としてそのような労使の姿勢を前向きに見守る度量を持たれるかどうか、総理並びに大蔵大臣の決意のほどを示していただきたいのであります。

第四として伺いたいのは、葉たばこ問題であります。

今回の改正でも、葉たばこの全量買い取り制度の維持など、葉たばこ耕作農民の生活安定のための措置が講ぜられており、それはそれなりに評価していただいておりますが、一方、厳しい国際競争下で我が国たばこ産業全体が発展していくためには、今後、国産葉たばこの品質の改善、価格競争力の強化に精力的に取り組まなければならぬ課題があることも明らかであります。

特に、国産葉たばこの価格は外国葉と比較して割高と言われている現状にかんがみ、その解決が急がれるところであります。だからと言って、外国葉に依存しようとする政策は、葉たばこ耕作農民の生活に重大な影響をもたらすばかりでなく、

外国葉たばこ市場が巨大大国資本に押さえられている現状を見ると、原料の安定的な確保という観点からしても選択すべき政策ではないのであります。したがって、厳しい国際競争下で国内製品のシェアを守りつつ、国産葉の現行使用割合を維持するためには、葉たばこ耕作者及び新会社の努力が急務であります。我が国産葉たばこ産業の実情にかんがみ、関係者の努力のみでは解決することは困難であります。

かかる観点から、現行のたばこ関税率二〇％は将来にわたり維持するとともに、国際競争下で我が国たばこ産業の競争力の確保と葉たばこ耕作農

民の生活安定を両立させるため、農政費用負担のあり方など、その両立方策について政府として責任を持って対応する必要があると考えますが、総理、大蔵大臣の御見解を尋ねたいものであります。

第五に伺いたいことは、新会社発足に当たっての配慮についてであります。

健全経営の確保は新会社の重要な課題であり、それなくして雇用の安定、国や自治体の安定的な財源確保も困難であります。しかるに、新会社の経営を展望した場合、法人税などの新たな負担に加え、消費税制度移行に伴う資金問題などまことに厳しいものがあります。また、これまで公社に對し、財源調達のためと称して再三にわたり臨時国庫納付金を強要してきましたが、このような措置が今後ともとられるならば、新会社の経営は危殆に瀕し、その結果、値上げを通じて消費者に負担をかけるばかりでなく、国際競争上もゆゆしき問題となります。

したがって、政府は、新会社の資金調達への適切な配慮、資本金の適正規模化などの新会社の健全経営のための諸措置を講ずるとともに、今後、特例措置は厳に避けるべきであると考えますが、総理、大蔵大臣の御見解を伺いたい。

最後に、塩専売制度についてお伺いいたします。

言うまでもなく、塩は生活必需物資、基礎物資であり、低廉な価格で全国民に安定的に供給されるものでなければならず、ここに塩専売制度の使用命があると理解しています。このような観点から、塩の専売制度は将来にわたって維持すべきであると考えますが、総理、大蔵大臣の見解をお尋ねするものであります。

以上、専売公社改革五法案に関する質問を申し上げてまいりましたが、一言申し添えておきたいことがございます。

今回の新会社移行とともに流通専売制度が廃止されるといことは、我が国の専売制度の歴史上

画期的なこととございます。思い返せば八十年前、日露戦争の戦費調達という不幸な目的を持ってたばこの製造専売がとられて以来、現在まで幾多の変遷を経ながら完全専売制度が続けられてまいりました。また公社制度も、経済の民主化の一環として発足して以来、三十有余年を経て今日に至っているものであります。これまでの専売制度、公社制度のもとで、安くてうまいたばこの供給を通じてたばこ事業が国民生活に果たしてきた役割を十分に考慮して、今後の法案審議に臨まれんことを期待して、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣(中曾根康弘君) 鈴木議員にお答えをいたします。

まず、国鉄の改革その他について、諸原則を並べられまして御質問をさせていただきました。

国鉄の事業再建を図るためには、経営形態のあり方を含め経営全般にわたって抜本的な検討を行うことが必要であります。現在、監理委員会に於きまして、各方面の意見を聴取して具体策を検討しておりますのでございます。政府といたしましては、監理委員会の結論を尊重して抜本的な対策の推進に取り組んでまいり所存でございますが、御指摘になりました御意見等につきましては、今後とも参考にさせていただきますと思っております。

電電の改正についてもいろいろ御意見を承りましたが、これは公共性の確保、あるいは民間的効率性、そういうような諸般の問題を考えまして、その調和点として考えたものであり、労働基本権の確保も尊重したところでございます。

専売公社の改革につきましては、同じように経営の自主責任体制の確立のため、公社制度を抜本的に改革することを提言している臨調基本答申の線に沿ったものでございます。具体的には、専売公社を一定の政策目的を担った特殊公社に改組するとともに、公的規制はできるだけ最小限にとどめ、経営の自主性の強化等を図り、また労使問題

についても労働三法を完全に適用しているところでございます。

製造独占を恒久的に維持し、民営分割は行わないのかという御質問に對しましては、我が国たばこ産業が国際競争力を確保して健全な発展を遂げることを期するために、今回政府出資の特殊公社に改組しつつ、これに製造独占権を付与した次第でございますが、特殊会社という経営形態及び製造独占は、今後の経営形態としてこの法律におきましては維持していく、そういう考えに立ってやっておりますのでございます。

政府は新会社に対する認可権、監督権の行使に当たっては、新会社の経営の自主性を十分に保障すべきであると思いがいかにという御質問でございます。

製造独占権が付与された政府関係特殊法人として今回は設立されるものであります。経営の自主性を最大限発揮するという設立の趣旨にかんがみまして、政府規制は最小限にとどめており、認可及び監督を行う際にも経営の自主性を十分尊重すべきものとして取り扱ってまいりたいと思っております。

なお、労働三法が適用されることになるが、労働条件決定に関する十分な当事者能力が付与されているかどうかという御質問でございますが、労働三法を完全に適用して、当事者能力は維持されておるものでございます。

次に、労働問題については労使の話し合いに任せるべきであるという御質問でございますが、全くそのとおりであると考えております。

次に、たばこ関税率二〇％は将来にわたり維持すべきではないかという御質問でございます。自由貿易体制維持の観点から、米、国並みの水準まで大幅に引き下げたところでございますが、この関税率は国内産業事情等を配慮してのぎりぎりのものであり、現状維持に今後とも努めてまいります。

次に、国際競争下で我が国たばこ産業の競争力

昭和五十九年七月二十日 参議院會議録第二十四号

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

六九〇

確保と葉たばこ耕作者の生活安定を両立させるために、農政費用負担のあり方等についても責任を持て、今次改革におきましては、御質問につきましても、今次改革におきましては、国際的に見ても割高な国内産業たばこの現状を考慮し、当該特殊会社は製造たばこの製造独占をさせる、こういう措置を行うことによりまして、輸入自由化後の国際競争に耐え抜き、将来にわたり発展をもちます。基盤を整備したと考へております。したがって、新会社に対して新たな助成措置を講ずることとは考へておりません。

次に、政府の財源調達のための特別措置を設けることは厳に避けるべきであるという御質問でございます。

今まで公社には特例納付金等の納付をお願いしてまいりましたが、このような措置は軽々に講ずべきでないことは政府としても十分承知しているところでございます。

塩の専売制度について御質問をいただきましたが、塩の専売制度につきましては、当面公益専売としてこれを維持しつつ、国内塩産業の自立化に向けて今後とも努力してまいりたいと考えております。将来のあり方につきましては、自立化達成の段階で公的関与のあり方等を含め今後検討してまいりたいと思ひます。

残余の答弁は大蔵大臣から申し上げます。

(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) まず、自主性保障の問題でございます。

公社を合理的企業経営が最大限可能な特殊会社に改めようというこのたびの改革の趣旨を全ういたしますためには、今まで公社に課せられておりました投資及び借入金の大認可、給与総額制等を廃止しまして、新会社が経営の自主性を最大限発揮することができるようになった、これが基本でございます。

新会社法に規定いたします事業計画や役員選任

等の認可及び監督事項は、新会社が担います政策目的を達成するための必要最小限のものでありまして、またこれらの政府規制は、既存の他の特殊会社の中で最も規制が緩やかなものとなっております。また、許認可権等の行使につきましても、経営の自主責任体制の確立という今次制度改革の趣旨に沿って行われるべきものと考へておりまして、経営の自主性が損われることのないよう十分な配慮をいたしてまいりたい、このように考へております。

次は、当事者能力の問題でございます。

専売改革の基本的枠組みは、たばこの輸入自由化を行いますとともに、これと並行して日本専売公社を輸入品との自由な競争に耐え得るような経営形態とすることにあるわけでございます。具体的には、日本専売公社を当事者能力が付与された株式会社形態に改組して、また労働関係につきましても、労働三法を完全適用するということが眼目でございます。

新会社への移行時に生ずる諸問題についての考へ方でございますが、今次改革におきまして、日本たばこ産業株式会社の経営の自主性が最大限発揮できますように当事者能力を付与して、労働三法を適用することとしたものでありまして、労働関係の諸問題につきましても基本的には労働三法に合ひにゆだねられるべきものである、このように考へておるところでございます。

それから次は、葉たばこ問題でございます。

たばこの関税率、それこそ九〇・三五・二〇とこうなつてまいりまして、米穀並みの水準ということでございまして、この関税率はぎりぎりのものであると同時に、私は双方にとって適正な関税率であるという認識に立っております。

それから、国際競争下の問題の農政負担等の問題でございます。

これは総理からお答えがございましたが、合

理的企業経営が最大限可能な特殊会社に改組するとともに、国際的に見て割高な国内産業たばこの現状を考へますと、当該特殊会社に製造たばこの製造を独占させる、これが原則でございます。したがって、輸入自由化後の国際競争に耐え抜いて将来にわたつて発展をもちます基盤を整備されるではないか、そのことを期待しておりますだけに、新たな財政措置を前提とした考へ方はございません。

それから、財源調達の問題でございます。

今次改革におきまして、新会社を初め我が国たばこ産業が国際競争力に耐え抜いて将来にわたつて、新会社に対して新たな助成措置を前提としてはおきません。また、これまで公社には特例納付金等の納付をお願いしてまいりましたが、このような措置は軽々に講ずべきものではございません。したがって、政府としても、総理からお客へなりましたように、そのような性格のものであるという点を十分に認識しておるべきものであると考へております。

最後に塩の問題でございます。

塩専売事業のあり方は、当面専売制度を維持しながら、需給と価格の安定を図りつつ、自立化に向けての諸施策を推進していくことが国民全体の利益に資する最善の道であると考えております。自立化が達成されて、そして国内塩産業が専売制に依存しなくても自力で存立、発展し、しかも国民に対して需給及び価格の両面において塩を安定的に供給することが可能となった段階におきましては、専売制度を維持することはこれは不要となりましよう。しかし、塩が国民生活に欠くことのできない物資であるということに変わりはないと考へます。その時点で、公的関与のあり方等を含めて、塩事業のあり方について検討することが必要になるではなからうかというふうに考へております。(拍手)

○議長(木村睦男君) 藤原房雄君。

〔藤原房雄君登壇、拍手〕

○藤原房雄君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりましたたばこ事業法案外四法案に対し、総理並びに大蔵大臣に質問をいたします。

中曽根内閣は、発足当初から行政改革を国政上の最重要課題として掲げ、特に増税なき財政再建の堅持をうたつてまいりました。確かに、昨年三月の第二次臨時行政調査会の解散後、五月に新行革大綱を決定し、行革関連法案を国会へ提出するなど、行政推進の姿勢は堅持しているように見受けられはいたします。しかし、今日まで進められてきた諸施策は、健康保険法改正の動きにも見られるように、国民に負担増を強いられる切りの悪いところからの改革が中心で、思い切った中央省庁の統廃合、国鉄の本格的改革、特殊法人の整理など行政改革の本来の目的である機構減らし、人減らし金減らしという点での改革は、ほとんど手つかずの状態であると言つても過言ではございません。

さらに、増税なき財政再建を言いつつも、五十九年度税制改正では、減税財源の見返りに酒税、物品税など既存税目の洗い直しを行い、増税路線への転換を図ろうとさえしております。

総理の行財政改革に政治生命をかけると言われた公約を、今後どのようなスケジュールのもとに果たそうと考へておられるのか、具体的に明示していただきたいと思ひます。

また、来年度予算編成に臨むに当たっては、行財政の改革という見地からどのような方針を考へておられるのか、御見解を伺ひたい。

さて、専売制度改革について伺ひます。

専売改革の具体的内容が示されたのは五十七年七月の臨調の第三次答申でありましたが、提案されている改革案の内容では、必ずしも基本答申中おとりとはいひがたいのであります。第三次答申が出た後、五十七年八月、臨時行政調査会の第三次答

申に関する対処方針で、政府は、答申を最大限尊重する旨の閣議決定を行っております。総理は、今日までの専売制度の果たしてきた役割をどう評価し、認識されてこのたびの改革に至ったのか、明らかにしていただきたいのであります。

次に、改革内容について具体的にお伺いをいたします。

まず、経営形態についてであります。

臨調答申では、国産葉たばこ問題が解決し、特殊会社経営基盤が強化された段階で民営化に移行することとなっております。改革案では、全額政府出資とし、株式の二分の一以上は政府が保有することとし、附則で当分の間は三分の二以上を保有することになっておりますが、この「当分の間」についてはいつごろまでなのか定かではありません。また、政府保有以外の株式が一般に公開されるのかどうか不明であり、法律案からは民営化の将来構想は明らかでないものであります。提案されている今回の経営形態のあり方は、将来の民営化のワンステップと考えているのか、あるいは特殊会社経営形態の終着点なのかどうか、総理の見解をお伺いしたい。

さらに、今回の改革案において、政府が当分の間、三分の二以上の株式を保有することにした理由は何か、あわせて御答弁を願いたい。

また、新法人に対する政府規制は可能な限り緩和するとしておられるにもかかわらず、事業計画の決定、取締役の選任や解任、重要財産の譲渡などについては大蔵大臣の許可が必要となっており、相変わらず政府関与が規定されていることは否定できません。このような規制が、外国たばこ産業との競争にも耐え得る機動的、効率的経営を阻害することにならないのかどうか。あわせて、新法人の全取締役の選任や解任などの人事について政府規制のもとに置くことは、行政からの天下り先の確保を図るものではないかと疑問が持たれておりますが、この点についても明確な御答弁を願いたい。

さらに、新法人の労働関係は、公労法の適用をやめ労働三法によることになっておりますが、株式を二分の一以上、当分の間三分の二以上を政府が保有する状況のもとで、果たして公正な労働関係の確立が可能かどうか、政府の介入はないことを約束できるのか、お伺いをしたいと思います。

次に、葉たばこ生産に関し伺います。

我が国の葉たばこの価格は、外国葉たばこに比べ三倍以上高い状況にあり、全量買い取り制による公社の一年分の過剰在庫の現状から、臨調答申では全量買い取り制を廃止し、耕作者との契約とすべきであるとしております。今回の改革案では、耕作者と新会社が入札契約をし、その契約に基づいて生産された葉たばこは新会社が全量買い上げるようになっております。しかし、約十萬と言われる葉たばこ生産農家にとっては、現行の全量買い取り制度が維持されることを強く要望しており、公社を株式会社へ変更することに大きな不安を抱いております。

特に、葉たばこ耕作者の八五％強が専業農家あるいは第一種兼業農家であり、立地条件の悪い山間部等に多く、転作も不可能な状況にあるのが実態であります。そのため、耕作者間の調整は葉たばこ耕作者にとつては死活問題であり、契約による全量買い取り制度においてもなお不安はぬぐい切れないのであります。しかも、衆議院の議論を通じて大幅な減反政策もやむなしとの見解も明らかにされているところであり、これら耕作者の不安を除去し、営農基盤の確保がなされるような具体的施策をどう進めていかれようとするのか、総理並びに大蔵大臣の見解を明らかにしていただきたいと思います。

次に、小売人の指定制度についてであります。

臨調答申では、小売人の指定制度は廃止し、契約によることとなっておりますが、改革案においては、激変緩和措置として当分の間、小売人の許可制をとるようになっております。当分の間の措置としての許可制を将来はどのようにしようと考え

ておられるのか、明らかにしていただきたい。

次に、専売納付金制度からたばこ消費税制度への移行問題についてお伺いします。

今回のたばこ消費税制度では、税率は現行の納付金率を維持し、国と地方の税源配分比率も現行の考え方を基本的に守ることとしておりますが、税率において従価税と従量税を約八対二の割合で組み合わせておられることになっております。このような従量税をたばこ消費税制度に導入した意図は何なのか、まず明らかにしていただきたい。

昭和五十年以降の特例公債発行下において、政府は何度か既存の専売納付金に加えて、財源対策として特例納付金や臨時国庫納付金を求めてきました。今回、従量税を導入して、従量税部分を適宜見直すことにより、財源対策としてのたばこ消費税の確保をねらっているのではないかとと思われるので、あくまで外国たばこのダンピングの輸出を抑えるという産業政策上からの従量税制度導入と言いつけるのかどうか。もしそうだとすれば、今後、税率の見直しに際しては、例えば紙巻きたばこの負担率は五・四％を上限とすると言言できるのかどうか、明確にしたい。

次に、輸入たばこ自由化問題であります。

専売改革の一つには、我が国たばこ市場の開放要請がその根底にあったことは否定できないところであり、今回の改正により、大蔵大臣の登録を受けるような企業でも外国たばこの販売が可能となり、国産製造たばこの競争の激化が予想されますが、五十八年度の外国たばこシェア一・八％が一体どの程度まで拡大されるものと見ているのか、かつ、その影響についてはどのような対策を講じようと考えているのか、明らかにされたい。

また、外国たばこの価格は当分の間、大蔵大臣の認可を受けることになっておりますが、このような規制が諸外国からの批判の対象となるおそれはないのかどうか、さらに、安い外国たばこを喫煙者に供給する道を狭めることにならないのかどうか、お伺いをしたい。

最後に、塩専売について伺います。

塩は国民生活において必要不可欠からざる基礎物資であり、資源ナショナルリズムの観点等からも、最小限食料用塩の需要量程度は国内生産で賄うとの方針のもとに、国内塩価格の早急な国際価格水準へのさや寄せ、国内製塩業の自立体制の確立が求められているところであります。

塩事業の自立化への道は、塩田方式からイオン交換膜法による工場製塩方式への切りかえ、さらには新膜新電槽の導入によるエネルギー効率の促進、省エネ対策の推進など製塩部門の改善、販売面では企業の自己責任による取引を拡大し、市場原理の導入を目的とした販売特例塩制度の導入、加えて輸送、保管、流通面での合理化などにより進んでいくものでありますが、なおその前途は厳しいものがあります。今後、自立体制の確立にどのように取り組み、いつごろまでにその確立を図ろうとするのか、そのプランを明らかにしていただきたい。

今回の改革案は、専売制度八十年の歴史に一大転換をもたらすものであり、十萬の耕作者、二十萬の販売店及び専売事業に関連する百萬を超える人々が不安を抱きつつ見守っているものであります。総理並びに大蔵大臣の明確な御答弁を求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 藤原議員にお答え申し上げます。

まず第一番は、行財政改革、特に行政改革のスケジュールについてでございます。

政府は、累次にわたり臨調答申を受けまして行革大綱をつくりまして、その線に沿って今まで推進してきたところでございます。六十年度以降に、国の行政組織及び定員の合理化、補助金の整理統合、国、地方を通ずる行政の簡素効率化、あるいは国、地方における事務事業の整理合理化等、

昭和五十九年七月二十日 参議院會議録第二十四号

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案等の施行に伴う関係法律の整備等に関する
六九二

そのほか特殊法人の整理合理化等の大きな問題について努力してまいるつもりでございます。

財政改革についての具体的スケジュールについて御質問がございましたが、昭和六十五年までに特別公債依存体質から脱却する、増税なき財政再建の理念を堅持していく、そして臨調答申の基本線に沿ってこれを行っていくという、この原則に基づいて今後とも努力してまいります。

まず、歳出面におきましては、政府と民間、国と地方との間の役割と責任を明確にする、調整を行うということ、なお既存の制度、施策についても引き続き改革を行うこと、あるいはさらに、各種の公共サービスの確保は国民の負担に裏づけられるものであることにかんがみまして、歳入面におきましても社会経済情勢の変化を踏まえ、歳入の全般的な見直しを行ってまいるつもりでございます。

専売制度の果たしてきた役割の評価について御質問をいただきましたが、我が国の専売事業は、財政専売として財政収入の確保、あるいは塩におきましては公益専売として塩の需給及び価格の安定にそれぞれ所要の役割を果たしてきたと評価しております。

しかしながら、開放経済体制を志向する我が国といったしましては、たばこ事業をいつまでも閉鎖的な状況に置くことは適当でない。製造たばこの輸入自由化に踏み切るとともに、これと並行して専売公社の経営形態を自由な競争に耐え得るものに改めようと、そういう考えで改革を行ったところでございます。

次に、これは民営化へのワンステップではないかという御質問でございますが、今後の改革法案におきましては、特殊会社という経営形態及び製造独占が定められておりまして、特殊会社化が民営に至る経過措置として位置づけられてはおりません。

政府が当分の間、三分の二以上の株式を保有することとした理由いかん、こういうことでござい

ますが、これはある意味における激変緩和措置で、二十五万にわたる小売店、あるいは十万にわたると言われる耕作者、これらの方々に對して変化に対する不安感を与えない、そういう考えをもちまして、常時二分の一、附則で当分の間三分の二以上の株式を政府が保有して安定感を持たせるという意味があったわけでございます。

それから、新法人への政府関与、事業計画、役員等の認可等に関して御質問がございました。天下りや排するということ御趣旨であると思ひます。

新会社は諸般の情勢から、製造独占が付与された政府関係特殊法人として設立されますが、経営の自主性を最大限発揮するという趣旨のもとに、政府規制は必要最小限にとどめておりまして、機動的、効率的経営が阻害されないように措置されているところであります。

役員等の選解任の認可は、これは人物、識見を中心にして勘案すべきものであると考えております。

労働関係についての御質問がございましたが、労働三法を完全に適用いたしまして、労使間の問題は労使間の話し合いにゆだねべきものであると考えております。

葉たばこ耕作者に対する配慮をどのように考えているかという御質問でございますが、この点につきましましては、葉たばこの全量買い取りの維持、あるいは葉たばこ審議会の設置、また、葉たばこ審議会の審議基準の明定、例えば再生産確保の価格を考慮するようにする、こういうような諸般の措置を講じているところであります。

塩専売事業の自立体制の確立に向けてどのように取り組むかという御質問でございますが、公社を中心とした塩事業関係者の協力により、今後、塩収納価格の国際価格水準への接近、流通の合理化、効率化等に積極的に取り組むことを期待している次第でございます。

残余の答弁は大蔵大臣からいたします。(拍手)
〔国務大臣竹下登壇、拍手〕

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案等の施行に伴う関係法律の整備等に関する
六九二

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

にかからしめる、このようになっておるわけでありませう。したがって、一層の公正さが担保されるよう配慮しておるところでございます。

それから、小売人許可制の問題でございます。

専売制度廃止に伴いまして小売人指定制を一律に廃止したといたしますならば、流通秩序に少なからぬ影響を与えます。零細小売人の共倒れ、深刻な社会問題を惹起する可能性が多い、こういう判断に立ちまして、既存小売人の実態等にかんがみ、小売人への激変緩和を図るという考え方が、小売販売業については当分の間許可制としたということでありませう。

当分の間が経過したらどうなるかと、こういうことでございませうが、その時点における小売販売業者の実態等を考慮しながら検討すべき問題でありまして、現時点ではこれに言及するという状態にはなからうというふうに思っております。

消費税のいわゆる従量税等税率に関するお尋ねでございます。

たばこ消費税につきましては、価格に応じた負担を求めることができる従価税を基本としながら、嗜好品であるたばこについて消費量に応ずる効用がある面も否定できないところから、この面に着目してある程度の従量税を組み合わせたことが適当だという考え方であります。

その場合、従価税と従量税の組み合わせ比率につきましては、たばこが重要な財政物資であることを考慮しますならば、価格に応じた負担を求めることができます従価税の割合をできるだけ高くすることが望ましい。そして次に、現行の専売納付金制度が従価税の仕組みになっておる、これまでの経緯がそうなっておるというところであります。さらには、従量税部分を余り大きくいたしますと、税の負担率は全面従価税の場合に比べまして高価格品については大きく低下し、低価格品につきましては大きく増加するという問題がございませう。これらを勘案いたしまして、従価税の部分を大きくし、従量税の部分を少なくするのが適当であると思われまことから、従価と従量の組み合わせ比率は八対二程度とすることが適当と考えたわけでありませう。

税負担水準の問題についても御言及がございました。

今後の制度改正に伴いますたばこ消費税制度への移行に当たりましては、たばこの種類別の国と地方とあわせた税負担は、現行の納付金率と同一の水準とすることを基本としてたばこ消費税の税率水準が定められております。たばこ消費税の負担の水準を考へるに当たりましては、間接税体系ひいては税体系としてのたばこの特性や諸外国におきましますところのたばこの税負担水準の動向等をも勘案しながら、幅広い観点からそのときどきにおいて現実的に判断すべき性格のものであるというふうに考えております。

それから、自由化によるシェア拡大の問題でございますが、なかなか予見することはむずかしい問題でございます。いずれにしても、外国たばこメーカーとの競争が展開されることになりまこと結果、我が国のたばこ産業が何らかの影響を受けることは、これは避けられない事実でございます。したがって、輸入自由化後の外国たばこのシェア、またその影響を計数的に申し述べるということは、まだ相手方の営業の戦略、また国民の消費動向等現段階では必ずしも明らかでない点が多ございませうので、これを予測することは難しい問題であります。

いずれにいたしましても、我が国たばこ産業が国際競争力を確保して長期的に維持発展していくことが必要であります。新会社を初めいたしましたたばこ事業関係者の努力に期待をいたしましてともに、政府としても、必要に応じ新会社に対し適切な指導を行ってまいり考へ方でありませう。それから、大蔵大臣の認可を受ける外国たばこの価格規制の問題でございます。

今次改革において、小売店に対する激変緩和の観点から、当分の間、全国一律の小売定価制を維持することとして、このため、小売定価について大臣認可を受けることにしたわけでありませう。この大臣認可は、内外製品に対して無差別に適用されるものでありますこと、そしてまた認可に際して、申請価格がダンピング価格などのような不当なものでない限りこれを認可することとなっておりますので、その限りにおいては自由に価格政策を展開することができまこと。したがって、諸外国から批判を受けるおそれはないはなからうかという考え方でございませう。

それから塩の問題でございます。

塩取引価格の国際価格水準への接近、そして流通合理化、効率化、これらに今日までも塩事業関係者の協力によって取り組んでまいりております。改革後におきましても、この問題には一層積極的にこの努力が継続されることを心から期待いたしておるところであります。したがって、今次改革法案におきましても、この自立化努力を促進するという観点に立ちまして、販売特例塩制度の活用、それから元売人間売買の導入、これらの措置を講ずることとしたしておるところであります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 近藤忠孝君。

(近藤忠孝君登壇、拍手)

○近藤忠孝君 私、日本共産党を代表いたしまして、たばこ事業法案など専売関係五法案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

第一は、経営形態の根本的な変更の背景にある我が国たばこ市場の開放についてであります。

現在、先進諸国においては喫煙人口、喫煙数量ともに減少し、アメリカなどの民間たばこ企業は、自国内の売れ行き不振を補うために世界第二位の市場を有する我が国への進出をねらい、これを販売戦略の最重要点に置いています。したがって、今我が国たばこ市場を開放することは、国民の健康やたばこ関連の農民と労働者の犠牲のもとに、国際たばこ資本を背景とするアメリカの要求に屈従することにはかならないではありませんか。断じて容認することはできません。

八十年にわたる専売制度並びに戦後続いた公社制度こそ、農業政策の根幹の一つとしての葉たばこ耕作者の利益を守り、国民の健康を保持し、財政に寄与するなど重要な歴史を持っているのであります。総理は、今日までのこの専売制度の意義を否定するのでありますか。見解を求めます。

第二は、今回の経営形態の変更が事業の公共性の放棄につながる問題であります。

この公共性を考える上でますます重要になっておりますのは、国民の健康などに配慮した節度ある事業経営の確保と、たばこ耕作農民の保護であります。

喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは、世界の多くの権威ある調査がはっきりと示しております。今、専売制度を廃止し、公共的な規制が届かなくなると、現在でも後退している公社の健康問題への配慮がさらに弱まり、安全性と健康についての調査研究部門が切り捨てられるのではありませんか。経営形態の変更で、健康などに配慮した節度ある事業経営ができると考えているのであります。総理並びに大蔵大臣の答弁を求めます。

厚生大臣、あなたはたばこの害について一定の見解を持っておられますが、国民の健康の重要性を考へるならば、厚生省として喫煙の悪影響に関する研究を一層充実すると同時に、公社や新会社にもこれを要求すべきだと思ひますが、どうですか。

特殊会社移行後も、たばこ耕作農民の強い要求によって全量買い取り制が形の上では維持されることになりましたが、今までと違って、新会社と耕作農民との間であらかじめ契約した面積と価格での買い取りであります。したがって、今後の市場動向や国産葉たばこのコスト高要因を考えますと、契約面積、契約価格自体、現在よりもさらに切り詰められるおそれがあります。既に現在でも、政府は公社の見通しの甘さによって生じた葉たば

昭和五十九年七月二十日 参議院會議録第二十四号

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、
る法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

六九四

この過剰在庫を理由に減反計画を押しつけている
ではあるまいか。特殊会社への移行によって、
この不安は一層深刻になるばかりであります。

政府は、葉たばこ耕作を日本の農業政策の重点
と位置づけますか。そして第一に、生産費を十分
に償う価格を保障すること、第二に、減反の押し
つけをやめ、全量買い取り制を実質的に維持する
ことを確約できますか。総理並びに農水大臣に明
快な答弁を求めるものであります。

第三は、経営形態の変更と公社職員の労働条件
の問題であります。

既に公社は、機械のスピード化、工場の統廃合
など急速な合理化を進めてきましたが、経営形態
の変更によって国際競争力と利潤追求が第一義的
な目的となり、労働者へのしわ寄せが一段と強ま
ることは必至であります。既に、新聞報道によれ
ば、大蔵省と公社は新会社への移行に伴い、五年
間で一人にも及ぶ人員削減など合理化計画を進
める方針を固めたと言われていますが、これは公
社で働く労働者の死活問題であります。一体、こ
のような労働者犠牲の計画が存在するのですか。
また、これを強行しようというのですか。大蔵大
臣の具体的な明確な答弁を求めます。

既に一分間二千回転から四千回転、さらには八
千回転の巻き上げ機の導入計画など、機械のス
ピード化はとどまるところを知らません。既に労
働者は目や肩の痛み、頭痛や頸腕などの障害を訴
えております。特に婦人労働者にとって二交替制
は過酷な勤務形態となっており、妊婦などへの健
康影響は無視できない状況にあります。しかる
に、私の調査では、政府と公社はその実情を十分
正確に把握していないではありませんか。回転数
上昇を競争力の主要な手段としていくことが明ら
かな今日、機械のスピードアップの労働者の健康
に及ぼす影響について本格的な調査研究をなすと
同時に、労働条件改善など健康被害防止のために
万全の措置をとるべきだと思いますが、大蔵大臣
の答弁を求めます。

さらに、新会社への移行後、政府はこのような
労働強化を抑制し、労働条件の維持改善を図るた
めにどのような配慮をするのか、明確にしてい
たきたいと思います。

第四に、小売店の影響について伺います。

当分は現行制度を維持することにして、いま
が、将来は小売許可制も廃止される結果、大手販
売店の進出が予測される上、公社が計画している
営業所の統廃合が進められることによって、地方
山間部はもろろん、すべての零細小売店への悪影
響が出てくることは明らかであります。政府は、
零細な経営が多いたばこ小売店の経営安定のため
に適正なマージン率を確保し、将来とも小売許可
制を維持するとともに、大企業のチェーン店の進
出及び過当競争の抑制など必要な対策を講じるべ
きだと思いますが、いかがですか。

最後に、消費税導入と小売価格の値上げによる
大衆負担の増大について質問いたします。

政府は、今回創設されるたばこの消費税は、従
来の納付金負担と同水準だから税の増減はないと
言うのでありますが、新会社をめぐり内外経済情
勢の変化に加え、法人税、株式配当など新会社に
課せられる新たな負担増と公社の利潤確保を考え
ますと、たばこ小売価格の引き上げ要因は大きい
と言わなければなりません。将来、たばこの値上
げとそれによる増税の結果、大衆負担の増大は必
至ではありませんか。新会社の移行に際して、既
に小売価格の値上げが検討されているのではあり
ませんか。明確にお答え願います。

以上、政府が目指す専売制度の廃止と新会社へ
の移行は、国際たばこ資本の要求に押されて市場
を開放し、臨調行革の実行の名目で、巨額の利益
を上げていく国の事業をいざれ民間大企業に売り
渡す道を開くことによって、財界や大企業に巨額
の利益を保障する反面、国民の健康やたばこ耕作
農民、公社の労働者、さらにたばこ小売店にも多く
の不利益と犠牲をもたらすことは明らかでありま
す。これは国民の立場から断じて容認できないも

のであって、私は強く反対し、公社制度を守るべ
きであることを主張いたしました私の質問を終わ
ります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
近藤議員にお答えを
いたします。

まず、市場開放は国際たばこ資本の我が国への
進出要求に屈したのではないかと御質問ござい
ますが、そういう事実は全くございません。
貿易立国の日本の現在の立場を考えると、長
期的に日本経済の基盤を強化するという意味、あ
るいは日本にふさわしい国際的役割を果たす、こ
ういうような面から見て、開放経済体制への対応
が適切な措置である、その一環としてこれは行わ
れた点もあるものであります。

次に、専売制度の意義を否定するということ
でござりますが、たばこ並びに塩の専売事業は、
それぞれ財政専売あるいは公益専売としての有益
な意義を果たしてきていると評価しております。
しかし、時代の変化に即応するように我々は今こ
の改革を行わんとしております。

次に、健康に配慮した節度ある事業経営ができ
なくなりはいかないかということでございますが、
喫煙と健康の問題への適切な対応は、たばこの製
造者の社会的責務であります。事業形態変更後
におきましても積極的にこの問題に取り組むよう指
導してまいります。表示義務を法定化するととも
に、製造たばこの広告に関する必要な指導等が行
われるように手配してあります。

次に、生産費を償う価格の保障や全量買い取り
制を維持する約束をするかということございま
すが、激変が及ぶことがないよう、合理的な範
囲内において必要な配慮を行っております。特
に、たばこ耕作者につきましては、葉たばこの全
量買い取り制の維持、あるいは葉たばこ審議会の
設置あるいは審議会の審議基準の明定等の措置を
講じておるところでございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕
私に対する御質問、ま
ず、たばこ健康の問題でございます。

これは、従来から調査研究の拡充、低ニコチ
ン、低タール製品の開発等の措置を講じてきたと
ころでございます。制度改正後におきましても、
喫煙と健康問題は新会社にとってゆがむがせにでき
ない問題でございます。新会社としても、当然こ
の問題に対して積極的に取り組むべきものと考え
ておりますが、監督すべき立場にある大蔵大臣と
いたしまして、引き続き十分新会社を指導して
まいりたい、このように考えております。

それから、過剰在庫問題でございます。
四十年代を通じてたばこ消費需要は順調に増加
してまいりましたが、五十年代に入り、折からの
喫煙と健康問題、それから成人人口の増加率の低
下等によりまして、たばこ需要が四十年代の年率
五ないし六％の伸びから五十年代の年率一％前後
の伸びへと大きく減退してきたことに加えまし
て、軽いたばこへの嗜好の変化等、葉たばこ使用
量が減少したことが過剰在庫発生の原因である、
このように考えております。

それから、新会社移行に伴うところの人員削
減、合理化計画等々のことについて御意見を交え
ての御質問であります。制度改正後の厳しい国
際競争下で、新会社が我が国たばこ産業の健全な
発展という政策目的を果たすためには、みずから
の経営合理化努力を積極的に行う、これは不可欠
なことでもあります。公社においてはこのような観
点から、制度変更をまつまでもなく、現段階から
事業全般にわたる合理化施策を鋭意検討しておら
れると承っておりますが、具体的な成果が得られ
たということはいまだ承知しておらないところで
ございます。いづれにしても、合理化問題は基本
的に新会社の自主性にゆだねるものですが、監督
大臣としては当然関心を持つべきことであらうと
思います。

それから、機械化のスピードアップ等による問

題についてのお尋ねでございます。

たばこ事業を取り巻きます内外の厳しい状況のもとで、企業としての合理化努力を行うことは、これは必須の要請であります。公社においては低能率の機械から高能率の機械への転換が行われておるところでありますが、高能率の機械の導入に当たりましては、労働組合の方と十分協議の上、職員の健康を損ねることにならないよう配慮してゐるものである、このように承っております。

妊娠中または出産後の女子職員の方につきましては、健康診査、通勤緩和等の配慮が行われておるといふふうに承っております。

その調査研究、こういう問題でございますが、公社及び改組後の新会社が競争激化の中で一層の効率化、合理化に努める必要があるのは当然でございますが、新機種の導入に当たっては、労働者の方々の健康について十分配慮しながら、組合と協議の上実施していく考えであるということに承っております。

それから、労働条件の維持改善にどのような配慮をするかということでございます。

労働条件につきましては、原則として現行条件が維持されるというふうに承知しております。また、移行後におきましても、職員の方が意欲的に業務に取り組めるよう、労働条件については組合と誠意をもって話し合っていくべきものだということに承知しております。

次が、小売関係のマージン率等々の問題であります。

全国約二十六万、この小売店には零細小売店が多い、そのほか身体障害者福祉法によりますたばこ等の小売店の開業に際して一種の社会政策的配慮が加えられておること等十分考慮いたしまして、たばこ小売店に対し急激な変化が及ぶことがないよう慎重な配慮をしていかなければならぬ。具体的には、たばこ小売店の現状等にかんがみまして、激変回避措置として、当分の間、販売業許可制を採用、既存の小売店を小売販売業の許可を

受けたものとみなすとともに、小売定価制につきましても小売店に対する配慮等から、これまた当分の間これを維持する、こうしておるところであります。

法人税、配当等、小売価格の引き上げにつながらないか、値上げを計画しておるのではないかと。

いわゆる会社化後の財務見通しにつきましては、輸入自由化後のいわゆるシェアの見込み、その他事業計画に不確定要因が多くありますので算定は難しい。しかし、外国たばこシェアの増によります売上数量の減少とか物価上昇等が予想されますものの、経営の一層の合理化、効率化努力によつて、現行の定価を維持すべく最大限の努力を払うものというふうに聞いております。

それから小売価格と増税の問題でございます。たばこ消費税の税率を定めるに当たりましては、価格に応じて負担を求める従価税を基本としながら、一部数量に応じて負担を求める従量税を抱き合わせとしております。したがって、仮にたばこの小売価格が引き上げられる場合には、従量税に見合う負担分につきましても影響がないことから、全体としてのたばこの税負担率は低下することとなります。引き上げ部分に対する従価税に見合う税額が増加することをもって、直ちにこれをとらえて増税と言うことは当たらないというふうに理解をしていただきたいと思います。

(拍手)

〔国務大臣渡部恒三君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡部恒三君) お尋ねの喫煙の健康に及ぼす影響につきましては、世界各国において、また国内各方面において多くの研究が行われております。厚生省としても、従来より調査研究に鋭意取り組んできております。今後とも一層の推進を図つてまいりたいと思つております。

喫煙と健康の問題に対する新会社の取り組みについては、ただいま大蔵大臣から御答弁がございましたように、所管省において適切な指導がなされ

れるものと考えておりますが、厚生省としても、国民の健康を守る立場から深い関心を持っており、必要があれば所管省と相談してまいりたいと思つております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣山村新治郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(山村新治郎君) 葉たばこは、我が国の農業にとりまして極めて重要な作物でございます。したがって、農林水産省といたしましては、生産性の向上を図るため、土地基盤整備、経営近代化施設の整備等に対しまして助成措置を講じてきたところでございますが、今後とも大蔵省、新会社と十分連携をとりながら、適切な対策を講じてまいりたいというふうに考えます。

(拍手)

○議長(木村睦男君) 山田勇君。

〔山田勇君登壇、拍手〕

○山田勇君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となりました日本専売公社の改革のための諸法案につきまして、総理並びに関係大臣に御所見をお伺いいたします。

まず、行財政改革全般についてお尋ねをいたします。

既に御承知のとおり、第二臨調はその答申において、今後の我が国の行政の目指すべき二大目標として、「活力ある福祉社会の建設」と「国際社会に対する積極的貢献」を提唱するとともに、既存の制度、政策の見直しのための視点として、「変化への対応」、「総合性の確保」、「簡素化・効率化」、「信頼性の確保」の四つを提示されました。中曽根内閣は、かねてよりこの臨調答申の最大限尊重を公言されてきたのでありますが、総理はどのような答申の指摘を来年度においていかに具体化していくかと考えておられるのか。

特に「活力ある福祉社会の建設」と「国際社会に対する積極的貢献」の二大目標の実現のための経費、すなわち社会保障、公共事業、文教、経済協

力、先端技術の開発など、これらの経費を総理は六十年予算においてどのように確保し、実現を図ろうとされておられるのか。そのためには、近く決定を予定されております六十年度の概算要求枠、いわゆるシーリングの設定をいかなる方針のもとに行うつもりでおられるのですか、総理並びに大蔵大臣のお考えをお伺いいたします。

また、臨調答申は、行政改革を推進することとして増税なき財政再建の方針を示しているのではありませんが、総理が答申の最大限尊重を言われる以上、この方針が中曽根内閣の続く限り厳守されることは当然と考えますが、さらに、このことは国民と政府との公約であり、単に中曽根内閣だけの問題ではなく、今後あなたが政権を担当しようとする増税なき財政再建という方針は、少なくとも六十五年までに赤字国債依存体質からの脱却という目標を達成するまでの間、あくまで堅持しなければならぬと考えますが、総理の決意のほどをお伺いいたします。

さらにもう一点、政府としては、六十年年度における行政改革の重点をどのような課題に置き、その実現のためにはいかに対処していくのか、その点、総理並びに総務庁長官の御所見を承りたいと思つております。

次に、日本専売公社改革のための諸法案についてお伺いいたします。

第二臨調の指摘のとおり、公社制度の趣旨は、国会及び政府による規制、監督による公共性の確保、それと一方で、事業経営上の財務、会計、人事管理等の面において一般行政官庁並みの規制を排除し、民間企業の能率的な経営技法を取り入れた自主的な企業活動を行わせるということでありました。

すなわち、公共性と企業性の調和という理念のもとに、昭和二十四年に設立された日本専売公社によるたばこ専売事業の運営は、最近までおおむね順調に推移してきていたものでありますが、昭和五十年年度以降、事業にかかわる内外の環境条件の悪化

昭和五十九年七月二十日 参議院會議録第二十四号

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法案、塩専売法案、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税法案(趣旨説明)

六九六

が顯著となり、国内産業たばこの国際価格水準からの乖離、約一年分の過剰在庫、外国企業による市場開放攻勢、国会及び政府による諸規制に伴う経営の自主性阻害など諸問題を抱えるに至っております。

このような状況のもとで、第二臨調が専売公社の改革のための指針を提示し、新たな経済社会情勢の推移に十分対応できるたばこ産業の確立を図るうとされたことは、まさに時宜を得たものと言ふべきであります。

しかしながら、今回政府から提出された専売公社の改革法案は、第二臨調の答申が示した方針からかなり後退し、特に専売公社の改革の真の目的が、企業の経営を阻害する諸規制を排除し、経営の自主性を確立することにあるにもかかわらず、政府が今回の法案において、当分の間、会社の発行済み株式総数の三分の二以上の株式保有を政府に義務づけ、事実上現在と余り変わらない経営形態を続けていくこととしていること、そればかりではなく、取締役等の選任などの決議を大蔵大臣の認可にかかわらしめ、政府の規制を温存しようとしていることなどは、今後の経済社会状況の変化に十分対応できるたばこ産業の確立に向けての政府の熱意の欠如を物語るものであり、承服しがたいものであります。

また、臨調答申が専売改革の大きな一つの理由として、葉たばこ調達を需給状況に応じて企業的に進めるよう制度の改善を図る必要があるとしているにもかかわらず、国内産業たばこの買入れ制度の改革を十分なままとどめていることは、専売公社改革の本質を忘れたものと言わざるを得ず、行革骨抜きそのしりを免れることはできません。

そこで、総理にお伺いをいたします。さきに臨調答申が求めた専売公社改革の基本理念は何にあったとお考えになっておられますか、まづ明らかにしていただきたい。

今回の専売改革法案は臨調答申から後退しており、反省しているという旨の発言をされておりますが、総理が後退したと考えておられるのはどのような点なのか、また、なぜそのように後退せざるを得なかったのか、総理の率直な御所見をお聞かせください。

行革と党を自認する私どもにとって、今回の専売改革法案が遺憾ながら不十分なものとの判断せざるを得ないことは前述のとおりであります。本来、多くの修正を求めたいところではありますが、しかしながら、政府・与党がこの法案についてこれまで歩んできた経緯にかんがみれば、政府・与党が修正に際して得る範囲はおのずと限られたものと判断せざるを得ないということも事実であります。そこで、私どもは要求を最小限にとどめ、少なくとも以下の三点について、政府・自民党が修正に際して検討を求めたいのであります。

その第一点は、日本たばこ産業株式会社法案について、役員にかかわる大蔵大臣の認可対象が、取締役についてその全員の選任及び解任に及んでいるのを、代表取締役の選定及び解任に限ることとあります。

第二点は、同法案の附則に、政府は会社の成立の日から五年以内に会社のあり方を検討し、それに基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の条文を新設することとあります。

第三点は、たばこ事業法案の附則に、政府は法律施行の日から五年以内に法律施行の状況を検討し、それに基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の条文を新設することとあります。

このうちの第一点は、総理の言われる民間活力活用の先駆たるべき関西空港株式会社については代表取締役に限られていることから、また第二点、第三点は、現在審議中の電電改革法案には既に同趣旨の条文が明定されていることから考えても、極めて私は妥当なものとの判断するのであります。総理並びに大蔵大臣のお考えをお伺いいたします。

総理は、さきに我が会派の柄谷議員の質問に答えて、私はデレギュレーション、いわゆる規制緩和という面では積極派なので、野党の意見でもよいと思われるものについては話し合う余地はある旨の発言をされておりますが、私がただいま申し上げた諸点は、まさに総理の言われるデレギュレーションに資するものと思うのであります。これらについての修正に際する考えをお持ちでしょうか。

今回の専売改革法案は、今後の中曽根行革の方を占う上で重大な意味を持っていると思ひます。中曽根総理が、臨調の求めた行革の原則に立ち返って、今回の法案をより一歩行革の基本理念に近づけるよう御検討を賜り、今後の行革推進に對して汚点を残さないよう強く御要望申し上げます。私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(中曽根康弘) 山田議員の御質問に答えて申し上げます。〕

まず、概算要求率に関する御質問でございますが、今後とも六十五年度赤字公債依存体質脱却、あるいは増税なき財政再建の理念を守っていくという点、あるいは臨調答申を尊重してその基本線に沿って運営をしていく、こういう点は守ってまいるつもりであります。

六十年年度予算の編成の第一歩として概算要求基準を設定するに当たりましては、聖域を設けることなく、歳入歳入全般にわたる徹底した見直しを行い、そして冗費の抑制を図る、そういう昨年度並みの方針のもとで厳しい設定を行わなければならないのであり、そう考えております。

また、増税なき財政再建を堅持するかという御質問でございますが、財政改革は、何よりも制度の徹底した見直し等による徹底的な削減が要請されておるのであります。増税なき財政再建は、理念としてこれを最大限守っていく考え方であります。

次に、新規増税あるいは既存の税目の増徴を行

うかと、そういう御質問でございますが、この点については、ただいま税制調査会におきまして鋭意審議しているところでございまして、税制調査会の答申をまず見守るという態度でおります。いずれにせよ、臨調答申を守っていきいたいと思っております。

大型間接税の導入について御質問がありました。が、いわゆる大型間接税なるものは、中曽根内閣においてはこれを導入する考えはございません。次に、六十年度における行政改革の重点は何かということでございますが、昭和六十年以降に於いても、引き続き既定の方針に沿ひまして、国鉄事業の再建あるいは重要政策分野における諸般の改革、国の行政組織及び定員の合理化、あるいは補助金の整理統合、国、地方を通ずる行政の簡素効率化、あるいは事務事業の整理合理化、特殊法人の合理化等諸般の問題について取り組んでまいりたいと思っております。

次に、臨調答申が求めた専売公社改革の基本理念は何であるか、今回の改革で臨調答申より後退している点はどこであるかということとあります。

臨調答申の基本的考え方、市場開放要請に適切に対応するとともに、競争原理の導入による効率化の促進を図るため輸入の自由化を行うこと、経営の自主責任体制の確立を行うため公社制度を抜本的に改革すること、いざい今回の改革案に盛り込まれたものであります。

今次改革案が臨調答申と異なる、あるいは後退と指摘されましたが、異なる主な点は、全量買取り制を採用していること、小売人に関しまして、当分の間、小売販売業許可制を採用しているという点でございますが、これらの措置は小売人及び葉たばこ耕作者等の現状に配慮いたした措置なのであります。

次に、取締役その他の人事、あるいはこれらの法案に対する見直しの問題について御質問をして

いただきました。

新会社の意思決定機関である取締役会の構成員につきましましては、その適正を確保するというところ、あるいは業たばこ耕作者やあるいは小売店業者等の安心感、安定感を得るという点から主務大臣認可制を採用してあるのでございます。これは今の特殊事情があるからこのような考慮をした点なのでございます。

また、今次改革法案におきましては、特殊会社という経営形態及び製造独占を許しているという、これはいづれも今後維持されるべきものと位置づけられており、したがって、一定の期間以内に経営形態あるいは製造独占等について見直しがあり得るということを前提とすることは、現時点では適当ではないと思ひます。しかし、制度全般につきましましては常時これを見直し、検討する必要はかなる制度にもあるものでございまして、御指摘の点は参考にといたしたいと思ひております。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○国務大臣(竹下登君) 総理からもお答えがございましたが、臨調答申の指摘する「活力ある福祉社会の建設」あるいは「国際社会に対する積極的貢献」、そうした関係から六十年年度予算における概算要求基準、この問題についてのお尋ねでございます。

今日までも厳しい財政事情のもとで、社会保障関係予算につきましては、今後におきましますところの高齢化の進展等を展望しながら、将来に向け安定した制度をつくるための改革を行いますとともに、真に恵まれない方々に対する施策の充実等に努めてまいつたところでございます。そして経済協力費につきましては、国際社会の一員としての責任にかんがみまして、個々の施策の優先度については十分吟味を行った上で、重点的な財源配分をしてまいりました。

なお、我が国の財政は、いつも申しますように五十九年度末には百二十二兆円の残高、そして利

払い費が予算の一八％、歳出に占める税収の割合は六〇％台と先進諸国に比べ確かに低い状態にあり、異例に厳しい状態が今日の財政であります。したがって、このまま放置しますならば、本来期待されております機能を発揮できないような状態になります。そこでこの財政の改革を推進して、そして財政の対応力の回復を図る、これがぜひともなされなければならない政策課題であります。

したがって、まず歳出面においては政府と民間、あるいは国と地方、その役割と責任を明確にする見地から、制度の根本にまで踏み込んだ改革を行うことによりまして、その節減合理化に引き続いて取り組みなければならぬ、このように考えております。

六十年年度の予算編成の具体的方法につきましましては、いましばらく勉強させていただきたいところでございまして、六十年年度予算の編成の第一歩としていわれる概算要求基準を設定するに当たりましては、大蔵省としてはあらゆる分野に聖域を設けることなく、歳出全般にわたって徹底的な節減合理化と規模の抑制を図るため、昨年並みの方針のもとで厳しく設定をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

それから、総理から正確にお答えのございましたように、いわゆる取締役解任の認可等々、修正要求の問題でございます。

修正要求に対する考え方は総理の御答弁のとおりでございます。取締役の選任決議につきましましては、大蔵大臣の認可を受けなければその効力を生じない。新会社は我が国たばこ産業の健全な発展を図るという使命を担った法人であること等にかんがみまして、業務遂行に際して、新会社の意思決定機関であります取締役会の構成メンバーを適正に確保する。そして一方、代表取締役につきましましては、大蔵大臣の認可を受けて選任された方々がその中から互選によって選定をされる。それで人事の適正な形は十分に担保されておる、こういうふうな考えておるところであります。だから、

人事について取締役会の自主性と責任にゆだねる方が望ましいという考え方に立ったわけでございまして、したがって、私どももいたしましては、現状においてこの方向が適切であると考えたわけであります。

それから、見直し条項の問題であります。総理からお答えがあったとおりでございますが、法施行後の我が国たばこ産業を取り巻く状況等をにらみながら、絶えず検討していくという姿勢を引き続き持つていかなければならないという基本的な認識をいたしておるところであります。(拍手)

〔国務大臣後藤田正晴君登壇 拍手〕

○国務大臣(後藤田正晴君) 山田さんの御質疑は、昭和六十年度における行政改革の課題とその実現のための対処方針はどうか、こういう御質問でございますが、御案内のように、政府は累次の行政改革大綱を閣議決定いたしました。その線に沿って行政改革の全体構想を設定し、これに基づいて所要の法律改正措置を初め各般の具体的改革方策を逐次推進してきておるところでございます。

六十年年度以降におきましても、その一つは、国鉄事業の再建方策の検討、推進、これは目下国鉄再建委員会においても御検討をいただいておりますところでございます。二番目は、行政組織の整理合理化、これは地方支分部局の整理合理化等でございます。三番目は、地方行革に関連いたしまして、国、地方を通ずる行政の改革合理化、この点は国の関与あるいは必置規制、機関委任事務、こういった問題の改革合理化の問題でございます。

四番目は、国家公務員の定員の縮減、これは第六次の定員削減計画で推進をしておるのでございまして、六十年年度は定年制導入に伴う退職者の取り扱いの問題もございまして、五番目は、特殊法人の改革合理化、これは特殊法人の統廃合と、もう一つ、特殊法人の活動についてとかくの批判がございしますので、その活性化方策の問題でございます。六番目は、行政事務の整理合理化、こ

れは許認可等の整理合理化、統計調査の再編整理。こういったような数多くの課題を抱えておるわけでございまして、既定の方針に沿って引き続き推進に努力をしていきたい、このように考えております。

なお、臨時行政改革推進審議会におきまして、六十年年度の予算の編成作業を前にして、現在、財政改革の方策であるとか地方行革推進の方策について御検討が進められておりますが、御意見の表明があればそれを尊重してまいりたい、かように考えております。

政府といたしましては、この審議会からの御意見がいろいろ出てくると思ひますが、残された改革課題につきましても、政府部内が一体となつてその推進に全力を傾けて国民の期待に沿いたいと、かように考えておるわけでございまして。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長伊江朝雄君。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年七月十七日

大蔵委員長 伊江 朝雄
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、給与収入のある配偶者の配偶者控

昭和五十九年七月二十日 参議院會議録第二十四号

租税特別措置法の一部を改正する法律案

六九八

除の適用所得要件を緩和する等のため、昭和五十九年分以後の所得税に係る給与所得控除の最低控除額の特例を設ける等所要の措置を講じようとするものであつて、要当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十九年度約百五億円である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十九年七月十二日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 陸男殿

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の五」を「第二十九条の六」に改める。

第二章第一項第八号中「事業所得の金額」の下に「給与所得の金額」を加える。

第二章第三節中第二十九条の五を第二十九条の六とし、第二十九条の四の次の一条を加える。

(給与所得控除の最低控除額の特例)

第二十九条の五 昭和五十九年以後の各年において、その年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(以下この項及び次項において「給与等」という。)の収入金額が百四十二万五千円以下である場合には、当該給与等に係る同条第三項に規定する給与所得控除額は、同項第一号の規定にかかわらず、五十七万円(当該収入金

額が五十七万円に満たない場合には、当該収入金額に相当する金額)とする。

2 昭和五十九年以後の各年において、その年中の給与等の収入金額が五十五万円以上百四十二万八千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額については、前項及び所得税法第二十八条第二項から第四項までの規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 その年中の給与等の収入金額が五十五万円以上五十七万七千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、当該収入金額から五十七万円を控除した残額とする。

二 その年中の給与等の収入金額が五十七万七千円以上百四十二万九千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、当該収入金額から五十七万円を控除した残額とする。

三 その年中の給与等の収入金額が百四十一万九千円以上百四十二万二千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八十四万九千円とする。

四 その年中の給与等の収入金額が百四十二万二千円以上百四十二万四千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八十五万四千円とする。

五 その年中の給与等の収入金額が百四十二万四千円以上百四十二万八千円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、八十五万四千円とする。

3 所得税法第九十条に規定する居住者に対しその年中に支払うべきことが確定した給与等(同条第一号に規定する給与等をいう。)の金額

が五十五万円以上百四十二万八千円未満である場合には、当該給与等に係る同条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額は、同号の規定(同法別表第七の付表を含む。)にかかわらず、当該支払うべきことが確定した給与等の金額を前項の給与等の収入金額とみなして同項の規定を適用した場合の同項に規定する給与所得の金額に相当する金額とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二十九条の五第三項の規定は、昭和五十九年中に支払うべき同項に規定する給与等での最後に支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合について適用する。

3 施行日前に昭和五十九年分の所得税につき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法第二十九条の五の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正

の請求をすることができる。

「伊江朝雄君登壇、拍手」

○伊江朝雄君 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

さきに政府提案に係る所得税法等の一部改正において、配偶者控除の適用対象となる配偶者の給与収入限度額が八十八万円に引き上げられたところでありましたが、これは給与所得控除の最低控除額五十五万円に控除対象配偶者の給与所得等の限度額三十三万円を加えたものであります。

しかしながら、その後いわゆるパート主婦の問題をめぐって関係各党派間において協議が行われたのでありますが、本案は、その結果を踏まえたものであつて、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。

その内容は、給与所得控除の最低控除額を二万円引き上げ、五十七万円とする特例等を定めようとするものでありまして、その結果、配偶者控除の適用対象となる配偶者の給与収入限度額は、八十八万円から九十万円に引き上げられることとなります。

なお、本法施行に伴う租税の減収額は、昭和五十九年度約百五億円と見込まれております。委員会におきましては、本措置を所得税法でなく租税特別措置法の一部改正で行った理由、パート収入と内職収入との税制上の異なる取り扱いについての見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本案

は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境特別委員長 長嶋山鶴君。

審査報告書

湖沼水質保全特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年七月十八日

環境特別委員長 長嶋山 鶴

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、湖沼における水質環境基準の達成の状況にかんがみ、湖沼の水質の保全を図るための基本方針を定め、水質環境基準の確保が

緊要な湖沼を指定して水質の保全に関する計画を策定し、汚水、廃液その他その水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る規制を強化する等の特別の措置を講じようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

近年、湖沼の環境基準は過半の水域で達成されておらず、富栄養化の進行、利水機能の障害、周辺の自然環境の喪失など危機的状況にたちいたっている。

政府は、湖沼にかかる危機を深く認識し、本法の施行に当たつて左の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一、湖沼の水質及びその周辺の自然環境を一体として保全するため、現行関係法令等の諸制度を積極的に活用するとともに、所要の施策の充実強化に努めること。

二、湖沼水質保全計画に基づく事業を円滑に実施できるよう、指定地域に対する予算の重点的配分等の財政的援助を行うとともに、汚濁防止対策を行う中小企業等事業者に対する助成措置を講ずること。

三、閉鎖性水域における水質汚濁原因の解明に資するため、湖沼の生態系の把握、淡水赤潮の発生機構の解明等の総合的な調査研究を進めると。

四、本法第三十条により命令で経過措置に関する罰則を定めるに際しては、本委員会での罰則に

関する審議の経緯を十分尊重し、慎重に対処すること。

五、湖沼周辺地域の都市計画及び埋立・干拓については、乱開発を防止し、自然環境及び景観との調和に留意した計画を策定し、実施すること。

右決議する。

湖沼水質保全特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年六月十五日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

湖沼水質保全特別措置法案

湖沼水質保全特別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 指定湖沼の水質の保全に関する計画等(第三条―第六条)

第三章 指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置(第七条―第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条―第三十二条)

第五章 罰則(第三十三条―第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼

について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もつて国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(湖沼水質保全基本方針)

第二条 国は、湖沼の水質の保全を図るための基本方針(以下「湖沼水質保全基本方針」という。)を定めなければならない。

2 湖沼水質保全基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼の水質の保全に関する基本構想

二 第四条第一項の湖沼水質保全計画の策定その他指定湖沼の水質の保全のための施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全に関する重要事項

3 湖沼水質保全基本方針は、湖沼が健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の国民がその恵沢を享受することができるよう、湖沼の有する治水、利水、水産その他の公益的機能に十分配慮しつつ、湖沼の特性及び汚濁原因に応じた均衡ある水質保全対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、湖沼水質保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、湖沼水質保全基本方針を公表しなければならない。

6 前二項の規定は、湖沼水質保全基本方針の変更について準用する。

第二章 指定湖沼の水質の保全に関する計画等

(指定湖沼及び指定地域)

第三条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第九条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準（第二十三条第一項において「水質環境基準」という。）が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であつて、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、指定湖沼の水質の汚濁に係るものと認められる地域を指定地域として指定するものとする。

3 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定しようとするときは、前項の地域を管轄する都道府県知事（指定湖沼の指定については、第一項の申出をした都道府県知事を除く。）の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣が指定湖沼又は指定地域の指定をするには、閣議の決定を経なければならぬ。

6 内閣総理大臣は、指定湖沼又は指定地域を指定するときは、その旨を官報で公示しなければならない。

ならない。

7 第一項（都道府県知事の申出に係る部分に限る。）及び第三項から前項までの規定は指定湖沼の指定の変更又は解除について、第三項から前項までの規定は指定地域の指定の変更又は解除について準用する。

(湖沼水質保全計画)

第四条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、五年ごとに、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に關し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」という。）を定めなければならない。

2 指定地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて湖沼水質保全計画を定めるものとする。

3 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 湖沼の水質の保全に関する方針
- 二 下水道及びし尿処理施設の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に關すること。

三 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全のために必要な措置に關すること。

4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる事業を実施する者（国を除く。）及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者（河川法（昭和三十九年法律

第六十七号）第七条（同法第百条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）に協議するとともに、内閣総理大臣の同意を得なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。

6 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めるときは、遅滞なく、これを関係市町村長に送付するとともに、公表しなければならない。

7 前三項の規定は、湖沼水質保全計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第五条 湖沼水質保全計画に定められた事業は、当該事業に關する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（湖沼水質保全計画の達成の推進）

第六条 国及び地方公共団体は、湖沼水質保全計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 指定湖沼の水質の保全に関する特別措置

(規制基準の設定)

第七条 都道府県知事は、指定地域にあつては、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設第十四条の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。第十五条第一項、第二十四条及び第三十二条において同じ。）で政令で定める施設以外のもの（以下「湖沼特定施設」という。）を設置する指定地域内の工場又は事業場で政令で定める規

模以上のもの（以下「湖沼特定事業場」という。）から公共用水域（同法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水（以下「排水」という。）の汚濁負荷量（同法第二条第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の項目で指定湖沼ごとに政令で定めるもので表示した汚濁負荷量をいう。次項、次条及び第十條において同じ。）について、湖沼水質保全計画に基づき、総理府令で定めるところにより、指定湖沼の水質を保全するための規制基準を定めなければならない。

2 前項の規制基準は、湖沼特定事業場につき当該湖沼特定事業場から排出される排水の汚濁負荷量について定める許容限度とする。

3 都道府県知事は、第一項の規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（湖沼特定事業場に關する計画変更命令等の特例）

第八条 都道府県知事は、湖沼特定施設について水質汚濁防止法第五条又は第七条（第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定による届出があつた場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場（工場又は事業場で、当該湖沼特定施設の設置又は構造等の変更により新たに湖沼特定事業場となるものを含む。）について、当該湖沼特定事業場から排出される排水の汚濁負荷量が前条第一項の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該湖沼特定事業場の設置者に対し、当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべ

きことを命ずることができる。

(規制基準の遵守義務)

第九条 湖沼特定事業場の設置者は、当該湖沼特定事業場に係る第七条第一項の規制基準を遵守しなければならない。

(湖沼特定事業場に係る改善命令等の特例)

第十条 都道府県知事は、その汚濁負荷量が第七条第一項の規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る湖沼特定事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該湖沼特定事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(適用除外等)

第十一条 前三条の規定は、第七条第一項の規制基準の適用の際現に指定地域において湖沼特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者及び水質汚濁防止法第五条の規定による届出その他の政令で定める設置に係る手続をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）の当該湖沼特定施設を設置する湖沼特定事業場については、適用しない。ただし、当該規制基準の適用の日以後に、当該湖沼特定施設についてその者が同法第五条第四号から第八号まで（第十四条の規定により適用される場合を含む。）に掲げる事項の変更（その日前に同法第七条の規定による届出その他の政令で定める変更に係る手続が行われた変更及び総理府令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、及び当該湖沼特定事業場についてその者が当該湖沼特定施設以外の湖沼特定施設の設置をしたときは、この限りでない。

2 湖沼特定事業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続若しくは合併により取得した者は、第八条、前条及び前項の規定の適用については、当該湖沼特定事業場の設置者の地位を承継する。

第十二条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建築物、工作物その他の施設である湖沼特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者に関しては当該鉱山について、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第七項に規定する電気工作物又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設である湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者に関しては当該湖沼特定施設について、第八条及び第十条の規定を適用せず、これらの法律の相当規定の定めるところによる。

2 都道府県知事は、前項に規定する湖沼特定施設に係る排出水に起因する指定湖沼の水質の汚濁により生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、前項に規定する法律に基づき権限を有する国の行政機関の長に対し、第八条又は第十条の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあつては、第八条の規定に相当する同法の規定）による措置を採るべきことを要請することができる。

3 水質汚濁防止法第二十三条第五項の規定は、前項の規定による要請について準用する。

(水質汚濁防止法の適用関係)

第十三条 指定地域における水質汚濁防止法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律（湖沼水質保全特別措置法第七条から第十条までの規定を含む。）とする。

(みなし特定施設に係る排出水の排出の規制等)
第十四条 指定地域においては、湖沼の水質に就いて水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設について、これを同項に規定する特定施設とみなし、同法の規定を適用する。この場合において、同法第六条第一項及び第十二条第二項中「なつた際」とあるのは「なつた際又は一の地域が湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域となつた際」と、「なつた日」とあるのは「なつた日又は当該地域が同項の指定地域となつた日」と、同項中「六月間」とあるのは「一年間」と、「一年間」とあるのは「三年間」と、同法第十三条第四項中「第二条第二項」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条」と、「政令又は」とあるのは「政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」とする。

(指定施設の設置の届出)
第十五条 指定地域において、水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目に関し湖沼の水質の汚濁の原因となる物を発生し、及び公共用水域に排出する施設（同項に規定する特定施設であるものを除く。）であつて、湖沼の水質保全上同法第三条第一項又は第三項の排水基準による規制により難いものとして政令で定めるもの（以下「指定施設」という。）を設置しようとする者は、総理府令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該指定施設の設置について河川法第二十六条の規定による河川管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 指定施設の所在地
三 指定施設の種類
四 指定施設の構造
五 指定施設の使用の方法
六 その他総理府令で定める事項
2 河川管理者は、前項ただし書の許可をしたときは、その旨を都道府県知事に通報するものとする。

(経過措置)

第十六条 一の施設が指定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。）又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において指定施設を設置している者は、当該施設が指定施設となつた日又は当該地域が指定地域となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。
(指定施設の構造等の変更の届出)
第十七条 第十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者（第十五条第二項（前条第二

昭和五十九年七月二十日 参議院会議録第二十四号 湖沼水質保全特別措置法案

項において準用する場合を含む。の通報に係る者を含む。次条第一項において同じ。は、第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十五条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

(承継)

第十八条 水質汚濁防止法第十一條第一項及び第二項の規定は、第十五条第一項又は第十六条第一項の規定による届出をした者の地位の承継について準用する。

2 前項において準用する水質汚濁防止法第十一條第一項又は第二項の規定により前項に規定する者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、河川法第三十三條第三項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

3 第十五条第二項の規定は、前項ただし書に規定する場合について準用する。

(基準遵守義務)

第十九条 指定地域において指定施設を設置している者は、当該指定施設について、総理府令で定めるところにより都道府県知事が定める構造及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

ならない。

2 第七條第三項の規定は、前項の基準について準用する。

(改善勧告及び改善命令)

第二十条 都道府県知事は、指定地域において指定施設を設置している者が前条第一項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、その者に対し、期限を定めて、当該指定施設の構造又は使用の方法の改善を命ずることができる。

3 前二項の規定は、前条第一項の基準の適用の際現に指定地域において指定施設を設置している者（設置の工事をしていない者及び第十五条第一項の規定による届出その他の政令で定める設置に係る手続をした者であつて設置の工事に着手していないものを含む。）に係る当該指定施設については、当該基準の適用の日から一年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、三年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及び当該基準の適用の日以後当該施設についてその者が第十五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更（その日前に第十七條第一項の規定による届出その他の政令で定める変更に係る手続が行われた変更及び総理府令で定める軽微な変更を除く。）をした

たときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、小規模の事業者に対する第一項又は第二項の規定の適用に当たつては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(報告及び検査)

第二十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定施設を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の当該施設を設置する場所に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用指定施設)

第二十二条 前三條の規定は、湖沼特定施設であつて、指定施設に準ずるものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十條第三項中「第十五條第一項の規定」とあるのは「水質汚濁防止法第五條の規定」と、「第十七條第一項の規定」とあるのは「同法第七條の規定」と読み替へるものとする。

(汚濁負荷量の総量の削減)

第二十三条 都道府県知事は、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する指定湖沼であり、かつ、水質汚濁防止法第三條第一項又は第三項の排水

基準及び第四条から前条までに規定する措置のみによつては水質環境基準の確保が困難であると認められる指定湖沼であつて政令で定めるもの（以下「総量削減指定湖沼」という。）における第七條第一項の政令で定める項目のうち政令で定める項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、総量削減指定湖沼に係る指定地域（以下「総量削減指定地域」という。）について、当該総量削減指定湖沼に係る湖沼水質保全計画において、当該項目で表示した汚濁負荷量（以下単に「汚濁負荷量」という。）の総量の削減に関する計画（以下「湖沼総量削減計画」という。）を定めるものとする。

2 湖沼総量削減計画においては、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度、目標達成の方途その他汚濁負荷量の総量の削減に關し必要な事項を定めるものとする。この場合において、削減の目標に關しては、水質汚濁防止法第四條の二第二項後段の例に準じて定めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する要件に該当すると認められる指定湖沼があるときは、同項の総量削減指定湖沼を定める政令の立案について、内閣総理大臣に対し、その旨の申出をすることができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の総量削減指定湖沼を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、当該指定湖沼に係る指定地域を管轄する都道府県知事（前項の申出をした都道府県知事を除く。）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の申出をし、又は前

項の意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 第一項の規定により定められた湖沼総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減については、湖沼総量削減計画を水質汚濁防止法第四條の三に規定する総量削減計画とみなし、同法第四條(第十四條の規定により適用される同法の規定を含む。)を適用する。この場合において、同法中「指定地域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三條第一項に規定する総量削減指定地域」と、同法第二條第三項中「特定施設」とあるのは「特定施設(湖沼水質保全特別措置法第十四條の規定により特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ。)」と、同法第六條第二項中「第四條の二第一項の地域を定める政令の施行の際」とあるのは「一の地域が湖沼水質保全特別措置法第二十三條第一項に規定する総量削減指定地域となつた際」と、当該政令の施行の日」とあるのは「当該地域が総量削減指定地域となつた日」と、同法第十三條第四項中「第四條の二第一項の地域を定める政令又は」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四條の施設を定める政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三條第二項の指定地域の指定若しくはその変更」と、同法第十六條第三項中「指定水域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三條第一項に規定する総量削減指定湖沼」とする。

(指導等)

第二十四條 都道府県知事は、水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設又は指定施設を設置する者以外の者であつて、指定地域において

て同項第二号に規定する項目に関し汚水、廃液その他の湖沼の水質の汚濁の原因となる物を公共用水域に排出するものに対し、湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導、助言及び勧告をすることが出来る。

(湖沼の自然環境の保護)

第二十五條 国及び地方公共団体は、この章に定める他の施策と相まつて指定湖沼の水質の保全に資するよう緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護に努めなければならない。

第四章 雑則

(助言その他の措置)

第二十六條 国は、地方公共団体が湖沼水質保全計画に基づく事業を円滑に実施することが出来るよう、当該地方公共団体に対し、助言その他必要な援助を行うように努めなければならない。

第二十七條 国は、事業者が行う指定湖沼の水質の汚濁の防止のための施設の整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(関係行政機関の協力等)

第二十八條 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は指定湖沼の水質の保全に関し意見を述べることが出来る。

2 河川管理者、港湾管理者(港湾法(昭和二十五

年法律第二百十八号)第二條第一項に規定する港湾管理者をいう。)その他指定地域内の公共用水域の管理を行う者で政令で定めるものは、この法律の施行に関し当該公共用水域の管理上必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、指定湖沼の水質の保全に関して意見を述べることが出来る。

(研究の推進等)

第二十九條 国は、湖沼の水質の保全に関する研究及び技術の開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、湖沼の水質の保全に関し、知識の普及を図るとともに、国民の協力を求めるように努めなければならない。

(経過措置)

第三十條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。)を定めることが出来る。

(事務の委任等)

第三十一條 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第三條第一項同条第七項において準用する場合を含む。、第四條第一項、第七條第一項、第十九條第一項(第二十二條において準用する場合を含む。))並びに第二十三條第一項及び第三項に規定する事務を除く。は、指定地域の全部又は一部が政令で定める市の区域内にある場合には、その区域については、政令で定めるところにより、当該市の長に委任することが出来る。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総理府令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

(条例との関係)

第三十二條 この法律の規定は、指定地域において、地方公共団体が、指定施設(第二十二條の政令で定める施設を含む。以下同じ。))について、水質汚濁防止法第二條第二項第二号に規定する項目以外の項目に関し、及び指定施設以外の同号に規定する項目に関して湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設(同項に規定する特定施設であるものを除く。))について、その施設の構造又は使用の方法に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第五章 罰則

第三十三條 第八條又は第十條の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四條 第二十二條第二項(第二十二條において準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十五條 第十五條第一項又は第十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十六條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十六條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十一條第一項(第二十二條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による報告をせず、若しくは虚偽

昭和五十九年七月二十日 参議院會議録第二十四号 湖沼水質保全特別措置法案 議事日程追加の件 米の需給安定に関する決議案

の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十八条 第十七条第二項又は第十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに第三条第一項(都道府県知事の申出に係る部分に限る)、第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)第五条の規定により海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十三条第十一号の規定が同条第十四号に改められるまでの間は、第十二条第一項中「第三条第十四号」とあるのは、「第三条第十一号」と読み替えるものとする。

(水質汚濁防止法の一部改正)

3 水質汚濁防止法の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「湖沼及び」を削る。

(環境庁設置法の一部改正)

4 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十五条中「及び瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)」を、「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)及び湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第 号)」に改める。

〔磯山篤君登壇、拍手〕

○磯山篤君 ただいま議題となりました湖沼水質保全特別措置法案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について、水質の保全に関する計画の策定及び汚水その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る規制を強化する等の特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案と中公審答申との相違点、湖沼保全諸施策に対する財政援助措置、窒素、磷の削減対策、経過措置に関する罰則の定め方等について質疑が行われました。

また、この間、参考人の意見を聴取し、現地へ委員を派遣するなど、慎重に審査を行いました。が、これらの詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、本法律案に対し、公明党・国民会議を代表して飯田委員より、経過措置に関する罰則については本法上明確にしてその範囲内において命令で定め得るようすることを内容とする修正案が、次いで、日本共産党を代表して近藤委員より、名称を湖沼環境保全特別措置法案に変更するとともに湖沼環境保全基本方針等は環境保全

を最優先として策定すること等を内容とする修正案が、また、日本社会党を代表して丸谷委員より、名称を湖沼環境保全特別措置法案に変更するとともに水質保全のために環境保全がその前提であるという観点から諸施策を実施すること等を内容とする修正案が提出されました。

なお、丸谷委員提出の修正案は、予算を伴うものでありますので上田環境庁長官から意見を聴取いたしましたところ、政府としては、反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入り、日本社会党を代表して丸谷委員より、同党の修正案に賛成、他の二修正案及び原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して山東委員より、原案に賛成、三修正案に反対、公明党・国民会議を代表して飯田委員より、同党の修正案及び同党の修正部分を除く原案に賛成、他の二修正案に反対、日本共産党を代表して近藤委員より、同党及び日本社会党の修正案並びに修正部分を除く原案に賛成、公明党・国民会議の修正案に反対、民社党・国民連合を代表して中村委員より、原案に賛成、三修正案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、三修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、湖沼の水質及びその周辺の自然環境を一体として保全するため、現行関係法令等の諸制度を積極的に活用すること等五項目にわたる各会派共同提案による附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) この際、お諮りいたします。遠藤要君外八名発議に係る米の需給安定に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。よって、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。遠藤要君。

米の需給安定に関する決議案
右の議案を発議する。

昭和五十九年七月二十日

発議者

遠藤 要	井上 吉夫
江島 淳	名尾 良孝
野田 哲	福岡 知之
鶴岡 洋	橋本 敦
柳澤 鍊造	

賛成者	安孫子藤吉	井上 孝
伊江 朝雄	石井 一二	
石本 茂	板垣 正	
岩上 二郎	岩崎 純三	
岩本 政光	植木 光教	
浦田 勝	遠藤 政夫	
大河原太一郎	大島 友治	
大鷹 淑子	大坪健一郎	
大浜 方栄	岡田 広	
岡野 裕	沖 外夫	
長田 裕二	加藤 武徳	
海江田鶴造	梶木 又三	
梶原 清	金丸 三郎	
上條 勝久	亀井 久興	
亀長 友義	川原新次郎	
河本嘉久蔵	北 修二	
工藤万砂美	熊谷太三郎	
倉田 寛之	蔵内 修治	
源田 実	小島 静馬	
小林 国司	古賀雷四郎	
後藤 正夫	佐々木 満	
佐藤栄佐久	斎藤栄三郎	
斎藤 十朗	坂野 重信	
坂元 親男	沢田 一精	
山東 昭子	志村 愛子	
志村 哲良	嶋崎 均	
下条進一郎	新谷寅三郎	
杉元 恒雄	杉山 令肇	
鈴木 省吾	世耕 政隆	
曾根田郁夫	園田 清充	
田沢 智治	田代由紀男	

田中 正巳	高平 公友
竹内 潔	竹山 裕
谷川 寛三	土屋 義彦
出口 廣光	徳永 正利
内藤 健	中村 太郎
中山 太郎	夏目 忠雄
成相 善十	西村 尚治
長谷川 信	秦野 章
初村滝一郎	鳩山威一郎
林 健太郎	林 寛子
林 道	原文兵衛
松垣徳太郎	平井 卓志
福岡日出磨	福田 宏一
藤井 孝男	藤井 裕久
藤田 栄	藤田 正明
藤野 賢二	降矢 敬義
星 長治	堀内 俊夫
堀江 正夫	真鍋 賢二
前田 勲男	増岡 康治
増田 盛	松浦 功
松尾 官平	松岡清寿男
水谷 力	宮澤 弘
宮島 混	宮田 輝
村上 正邦	最上 進
森下 泰	森田 重郎
森山 眞弓	矢野俊比古
安井 謙	安田 隆明
柳川 覺治	山崎 竜男
山内 一郎	山本 富雄
吉川 博	吉川 芳男
吉村 眞事	青木 薪次
赤桐 操	秋山 長造

穂山 篤	糸久八重子
稲村 稔夫	上野 雄文
小野 明	大木 正吾
大森 昭	梶原 敬義
粕谷 照美	片山 甚市
久保 亘	久保田真苗
小柳 勇	小山 一平
佐藤 三吾	志苦 裕
菅野 久光	鈴木 和美
瀬谷 英行	高杉 勉忠
竹田 四郎	対馬 孝且
寺田 熊雄	中村 哲
浜本 万三	松前 達郎
松本 英一	丸谷 金保
村沢 牧	村田 秀三
目黒今朝次郎	本岡 昭次
八百板 正	矢田部 理
安恒 良一	安永 英雄
山田 謙	和田 静夫
飯田 忠雄	大川 清幸
太田 淳夫	刈田 貞子
黒柳 明	桑名 義治
塩出 啓典	白木義一郎
鈴木 一弘	田代富士男
多田 省吾	高木健太郎
高桑 栄松	中西 珠子
中野 明	中野 鉄造
二宮 文造	馬場 富
服部 信吾	原田 立
伏見 康治	藤原 房雄
三木 忠雄	峯山 昭範
矢原 秀男	和田 教美

参議院議長 木村 睦男殿

米の需給安定に関する決議

本院は、第九十一回国会において、国民生活安定のため、食糧自給力の強化を図り、わが国の農業・漁業の発展と生産力の増強に向けて政府が万全の施策を講ずるべきことを決議した。

これに従い各般の施策が推進されているが、わが国の食糧需給関係は必ずしも安定しているとはいえない現状にある。特に、国民の主食であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米の需給がひつ迫し、また、韓国産米を加工用に充当するなど、の施策は国民の食糧行政に対する不安を招いている。まことに遺憾である。

よつて政府は、その責任を厳しく反省し、このような事態を再び繰り返すことのないよう左記の事項の実現を図り、食糧行政に万全を期すべきである。

一、五十三産米について臭素による汚染が問題

市川 正一	上田耕一郎
小笠原貞子	神谷信之助
近藤 忠孝	佐藤 昭夫
下田 京子	立木 洋
内藤 功	宮本 顯治
安武 洋子	山中 郁子
吉川 春子	井上 計
伊藤 郁男	柄谷 道一
栗林 卓司	小西 博行
三治 重信	関 嘉彦
田淵 哲也	中村 鋭一
山田 映子	藤井 恒男

昭和五十九年七月二十日 参議院會議録第二十四号 米の需給安定に関する決議案

七〇六

となつたが、今後、米の安全性については、基準を定めるなど万全の措置を講ずること。

一、国民の主食であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米については、その供給を外国からの輸入に依存するというような事態が今後生じることのないよう、国内生産による完全自給の方針を堅持すること。

一、国民の主食である米の安定供給を確保するため、食糧制度を堅持し、自主流通制度の定着を図り、ゆとりある需給計画のもとに、不測の事態に備え適正な在庫の増進を行い、備蓄体制の確立に努めること。

一、米の需給事情のひつ迫にかんがみ、今後の需給操作の万全を期するとともに、米の需給事情に的確に対応しつつ、需給計画について必要な見直しを行い水田利用再編第三期対策の転作面積の緩和については弾力的に対処すること。

〔遠藤要君登壇、拍手〕

○遠藤要君 米の需給安定に関する決議案を本日提出いたしましたところ、皆さん方の御好意で直ちに日程に追加をして議題とさせていただきますことに對し、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

ただいまより、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

米の需給安定に関する決議案

本院は、第九十一回国会において、国民生活

安定のため、食糧自給力の強化を図り、わが国の農業・漁業の発展と生産力の増強に向けて政府が万全の施策を講ずるべきことを決議した。

これに従い各般の施策が推進されているが、わが国の食糧需給関係は必ずしも安定しているとはいえない現状にある。特に、国民の主食であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米の需給がひつ迫し、また、韓国産米を加工用に充当するなどの施策は国民の食糧行政に対する不安を招いている。まことに遺憾である。

よつて政府は、その責任を深く反省し、このような事態を再び繰り返すことのないよう左記の事項の実現を図り、食糧行政に万全を期すべきである。

一、五十三年度米について臭素による汚染が問題となつたが、今後、米の安全性については、基準を定めるなど万全の措置を講ずること。

一、国民の主食であり、かつ、わが国農業の基幹作物である米については、その供給を外国からの輸入に依存するというような事態が今後生じることのないよう、国内生産による完全自給の方針を堅持すること。

一、国民の主食である米の安定供給を確保するため、食糧制度を堅持し、自主流通制度の定着を図り、ゆとりある需給計画のもとに、不測の事態に備え適正な在庫の増進を行い、備蓄体制の確立に努めること。

一、米の需給事情のひつ迫にかんがみ、今後の需給操作の万全を期するとともに、米の需給事情に的確に対応しつつ、需給計画について必要な見直しを行い水田利用再編第三期対策

の転作面積の緩和については弾力的に対処すること。

右決議する。

以上であります。

申し上げるまでもなく、食糧なかんずく米は、国家経済及び国民生活にとって最も不可欠な基礎的物資であり、政府は、国民に品質の安全性を確保しながら安定的に供給する重要な責任を負っているのであります。

このため、国民の主食であり、かつ我が国の農業の基幹作物である米は、外国からの輸入に依存することなく、国内産米によってその全量を自給するという方針を堅持してきているのであります。

こうした中で、五十九年度米の需給計画において、使用を予定していた五十三年度米の安全性が消費者団体や国会において指摘されてきたところでありました。

その後、検査の結果明らかとなった臭素の残留によって加工原料米に不足を来す事態となつたため、政府はやむなく今回限りの措置として、韓国政府に對し、日本政府が貸与した米の現物返還を依頼し、米需給の均衡を図るという措置をとつたのであります。

したがって、政府は今後このような事態を二度と繰り返すことのないよう、水田利用再編第三期対策の転作面積の緩和について弾力的に対処するとともに、国内の不作や食糧輸入の障害等不測の事態に備えて米の備蓄体制を強化し、米の需給にゆとりのある計画を立て、国民に不安を与えないよう措置すべきであります。

あわせて、政府は、国民生活の基礎的物資である米の生産及び自主流通制度の定着はもちろん、流通施策についてより一層配慮するとともに、わが国農業の発展と農家の生活向上のため万全を期すべきであることをここに強調して、決議案の趣旨説明といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

（拍手）

○議長（木村睦男君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君） 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

ただいまの決議に對し、農林水産大臣から発言を求められました。山村農林水産大臣。

〔國務大臣山村新治郎君登壇、拍手〕

○國務大臣（山村新治郎君） ただいまの御決議に對しまして、所信を申し上げます。

政府といたしましては、第九十一回国会におきまして、食糧自給力強化に関する御決議もいただき、おりましたので、この御決議も踏まえ、ただいま採択されました御決議の趣旨を体しまして、今後とも米の需給の安定に最大限の努力を払ってまいります。

（拍手）

○議長（木村睦男君） 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

出席者は左のとおり。

議員

中野 鉄造君	服部 信吾君	大浜 方榮君	岡野 裕君
刈田 貞子君	坂山 映子君	海江田鶴造君	藤井 孝男君
桑名 義治君	馬場 富君	小島 静馬君	松浦 功君
矢原 秀男君	小西 博行君	森山 眞弓君	福田 宏一君
伊藤 郁男君	藤原 房雄君	田沢 智治君	成相 善十君
太田 淳夫君	峯山 昭範君	江島 淳君	沢田 一精君
中村 鋭一君	宮澤 弘君	佐々木 満君	後藤 正夫君
塩出 啓典君	中野 明君	堀内 俊夫君	伊江 朝雄君
原田 立君	飯田 忠雄君	夏目 忠雄君	井上 吉夫君
柳澤 鍊造君	山田 勇君	山東 昭子君	斎藤 重信君
森田 重郎君	杉山 令雄君	上條 勝久君	中村 太郎君
鶴岡 洋君	田代富士男君	遠藤 要君	徳永 正利君
黒柳 明君	和田 教美君	熊谷太三郎君	源田 実君
栗林 卓司君	柄谷 道一君	加藤 武徳君	植木 光教君
宮田 輝君	森下 泰君	西村 尚治君	嶋崎 均君
三木 忠雄君	鈴木 一弘君	中山 太郎君	井上 裕君
中西 珠子君	高桑 栄松君	大木 浩君	岡部 三郎君
田淵 哲也君	福岡日出磨君	関口 恵造君	高木 正明君
鳩山威一郎君	二宮 文造君	藤田 栄君	吉村 眞事君
多田 省吾君	高木健太郎君	吉川 芳男君	吉川 博君
伏見 康治君	三治 重信君	矢野俊比古君	工藤万砂美君
関 嘉彦君	安井 謙君	倉田 寛之君	佐藤榮佐久君
田中 正巳君	中山 千夏君	志村 哲良君	杉元 恒雄君
青木 茂君	木本平八郎君	曾根田都夫君	名尾 良孝君
下村 泰君	前島英三郎君	村上 正邦君	内藤 健君
山田耕三郎君	秦 豊君	川原新次郎君	梶原 清君
青島 幸男君	美濃部亮吉君	大河原太一郎君	岩本 政光君
沖 外夫君	浦田 勝君	板垣 正君	山本 富雄君

遠藤 政夫君	岩崎 純三君	古賀雷四郎君	大島 友治君
亀長 友義君	高平 公友君	大鷹 淑子君	亀井 久興君
下条進一郎君	岩崎 純三君	林 道君	安孫子藤吉君
速藤 政夫君	金丸 三郎君	山内 一郎君	藤田 正明君
亀長 友義君	高平 公友君	長田 裕二君	土屋 義彦君
下条進一郎君	岩崎 純三君	石本 茂君	初村滝一郎君
速藤 政夫君	金丸 三郎君	世耕 政隆君	鈴木 省吾君
亀長 友義君	高平 公友君	安田 隆明君	増田 盛君
下条進一郎君	岩崎 純三君	大城 眞順君	仲川 幸男君
速藤 政夫君	金丸 三郎君	宮島 渥君	野末 陳平君
亀長 友義君	高平 公友君	松岡満寿男君	水谷 力君
下条進一郎君	岩崎 純三君	竹山 裕君	田 英夫君
速藤 政夫君	金丸 三郎君	林 健太郎君	出口 廣光君
亀長 友義君	高平 公友君	星 長治君	藤野 賢二君
下条進一郎君	岩崎 純三君	松尾 官平君	井上 孝君
速藤 政夫君	金丸 三郎君	前田 勲男君	大坪健一郎君
亀長 友義君	高平 公友君	谷川 寛三君	岩上 二郎君
下条進一郎君	岩崎 純三君	龜山 篤君	田代由紀男君
速藤 政夫君	金丸 三郎君	藤井 裕久君	林 寛子君
亀長 友義君	高平 公友君	堀江 正夫君	降矢 敬義君
下条進一郎君	岩崎 純三君	眞鍋 賢二君	増岡 康治君
速藤 政夫君	金丸 三郎君	浜本 万三君	最上 進君
亀長 友義君	高平 公友君	坂元 親男君	平井 卓志君
下条進一郎君	岩崎 純三君	原 文兵衛君	検垣徳太郎君
速藤 政夫君	金丸 三郎君	野田 哲君	河本嘉久蔵君
亀長 友義君	高平 公友君	山崎 竜男君	上田 稔君
下条進一郎君	岩崎 純三君	梶木 又三君	小林 国司君
速藤 政夫君	金丸 三郎君	小山 一平君	対馬 孝且君
亀長 友義君	高平 公友君	稲村 稔夫君	梶原 敬義君
下条進一郎君	岩崎 純三君	吉川 春子君	菅野 久光君
速藤 政夫君	金丸 三郎君	糸久八重子君	下田 京子君
亀長 友義君	高平 公友君		久保田真直君

國務大臣

上野 雄文君	本岡 昭次君
佐藤 昭夫君	近藤 忠孝君
鈴木 和美君	佐藤 三吾君
松前 達郎君	安武 洋子君
高杉 勉忠君	村沢 牧君
大木 正吾君	丸谷 金保君
久保 巨君	山中 郁子君
橋本 敦君	志苦 裕君
青木 新次君	粕谷 照美君
片山 甚市君	赤桐 操君
立木 洋君	神谷信之助君
福岡 知之君	安永 英雄君
和田 静夫君	松本 英一君
竹田 四郎君	村田 秀三君
小笠原貞子君	八百板 正君
大森 昭君	矢田部 理君
中村 哲君	小野 明君
瀬谷 英行君	小柳 勇君
上田耕一郎君	

政府委員

内閣総理大臣	中曾根康弘君
大蔵大臣	竹下 登君
厚生大臣	渡部 恒三君
農林水産大臣	山村新治郎君
國務大臣(総務庁長官)	後藤田正晴君
國務大臣(環境庁長官)	上田 稔君
大蔵大臣官房日 本専売公社監理 官	小野 博義君

昭和五十九年七月二十日 参議院會議録第二十四号 議長の報告事項

議長の報告事項

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

内藤 功君

補欠

橋本 敦君

法務委員

辞任

橋本 敦君

補欠

内藤 功君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

核巡航ミサイル「トマホーク」の配備とわが国の非核三原則に関する質問主意書(秦豊君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名

官職名

異動後の氏名

官職名

年月日

自治大臣

矢野浩一郎君

自治省税務局長

津田 正君

自治大臣

自治省行

政局長

岩田 脩君

自治省財

政局長

石原 信雄君

自治省税

務局長

関根 則之君

自治省行

政局長

砂子田 隆君

自治省財

政局長

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

農林水産大臣官房総務審議官

眞木 秀郎君

自治大臣官房長

津田 正君

自治大臣官房審議官

石山 努君

同

自治省行政局選挙部長

小笠原臣也君

自治省財政局長

花岡 圭三君

自治省税務局長

矢野浩一郎君

消防庁長官

関根 則之君

同日内閣総理大臣から議長宛、農林水産大臣官房総務審議官眞木秀郎君外七名同日議長承認を第百一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

秋山 長造君

補欠

高杉 勉忠君

大蔵委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

農林水産委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

商工委員

辞任

高杉 勉忠君

補欠

秋山 長造君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

農林水産大臣官房総務審議官

眞木 秀郎君

自治大臣官房長

津田 正君

自治大臣官房審議官

石山 努君

同

自治省行政局選挙部長

小笠原臣也君

自治省財政局長

花岡 圭三君

自治省税務局長

矢野浩一郎君

消防庁長官

関根 則之君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

秋山 長造君

補欠

高杉 勉忠君

大蔵委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

農林水産委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

商工委員

辞任

高杉 勉忠君

補欠

秋山 長造君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

農林水産大臣官房総務審議官

眞木 秀郎君

自治大臣官房長

津田 正君

自治大臣官房審議官

石山 努君

同

自治省行政局選挙部長

小笠原臣也君

自治省財政局長

花岡 圭三君

自治省税務局長

矢野浩一郎君

消防庁長官

関根 則之君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

秋山 長造君

補欠

高杉 勉忠君

大蔵委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

農林水産委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

商工委員

辞任

高杉 勉忠君

補欠

秋山 長造君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

農林水産大臣官房総務審議官

眞木 秀郎君

自治大臣官房長

津田 正君

自治大臣官房審議官

石山 努君

同

自治省行政局選挙部長

小笠原臣也君

自治省財政局長

花岡 圭三君

自治省税務局長

矢野浩一郎君

消防庁長官

関根 則之君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

秋山 長造君

補欠

高杉 勉忠君

大蔵委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

農林水産委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

商工委員

辞任

高杉 勉忠君

補欠

秋山 長造君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

農林水産大臣官房総務審議官

眞木 秀郎君

自治大臣官房長

津田 正君

自治大臣官房審議官

石山 努君

同

自治省行政局選挙部長

小笠原臣也君

自治省財政局長

花岡 圭三君

自治省税務局長

矢野浩一郎君

消防庁長官

関根 則之君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

秋山 長造君

補欠

高杉 勉忠君

大蔵委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

農林水産委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

商工委員

辞任

高杉 勉忠君

補欠

秋山 長造君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

農林水産大臣官房総務審議官

眞木 秀郎君

自治大臣官房長

津田 正君

自治大臣官房審議官

石山 努君

同

自治省行政局選挙部長

小笠原臣也君

自治省財政局長

花岡 圭三君

自治省税務局長

矢野浩一郎君

消防庁長官

関根 則之君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

秋山 長造君

補欠

高杉 勉忠君

大蔵委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

農林水産委員

辞任

鈴木 一弘君

補欠

藤原 房雄君

商工委員

辞任

高杉 勉忠君

補欠

秋山 長造君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

農林水産大臣官房総務審議官

眞木 秀郎君

自治大臣官房長

津田 正君

自治大臣官房審議官

石山 努君

同

自治省行政局選挙部長

小笠原臣也君

自治省財政局長

花岡 圭三君

自治省税務局長

矢野浩一郎君

消防庁長官

関根 則之君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方

農林水産委員会

理事 村沢 牧君 (村沢牧君の補欠)

理事 藤原 房雄君 (藤原房雄君の補欠)

本日議員遠藤要君外八名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

米の需給安定に関する決議案

第二十一号中正誤

ペシ 段 行 誤

六六 四 二 網

六五 三 三 繰返し

網 正

繰返し

昭和五十九年七月二十日 参議院會議録第二十四号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二 四二二(大代)
〒105

一定価一部
一〇円部